

平成 28 年

# 第 6 回定例会会議録

平成 28 年 9 月 12 日

）

平成 28 年 9 月 27 日

田 上 町 議 会

## 目 次

○田上町告示第37号 .....	1
○会期日程 .....	2
○応招議員 .....	4
○町長提出議案一覧表 .....	5

### 会期第1日 [第1号] (9月12日 (月))

○招集年月日、招集場所 .....	7
○出席議員 .....	7
○欠席議員 .....	7
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名 .....	7
○本会議に職務のため出席した者の氏名 .....	7
○開 会 .....	8
○開 議 .....	9
○日程第 1 会議録署名議員の指名 .....	9
○日程第 2 会期の決定 .....	9
○日程第 3 諸般の報告 .....	9
○日程第 4 議案第47号 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条 例の一部改正について .....	14
○日程第 5 議案第48号 田上終末処理場汚泥処理施設機械設備 (その2) 改築更新工事請負契約について .....	15
○日程第 6 議案第49号 平成28年度田上町一般会計補正予算 (第3号) 議定について .....	16
○日程第 7 議案第50号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算 (第1 号) 議定について .....	16
○日程第 8 議案第51号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について .....	17
○日程第 9 認定第 1号 平成27年度田上町一般会計歳入歳出決算認定 について .....	18
○日程第10 認定第 2号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について .....	18
○日程第11 認定第 3号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決	

	算認定について	19
○日程第12	認定第4号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	19
○日程第13	認定第5号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	19
○日程第14	認定第6号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	19
○日程第15	認定第7号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	19
○日程第16	認定第8号 同年度田上町水道事業会計決算認定について	19
○日程第17	一般質問	23
	2番 笹川修一君	23
	3番 小嶋謙一君	39
	11番 池井豊君	48
○散会		57
○議事日程第1号		58

会期第2日 [第2号] (9月13日 (火))

○招集年月日、招集場所	61	
○出席議員	61	
○欠席議員	61	
○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	61	
○本会議に職務のため出席した者の氏名	61	
○開議	62	
○日程第1 一般質問	62	
	1番 高取正人君	62
○散会	65	
○議事日程第2号	66	

会期第16日 [第3号] (9月27日 (火))

○招集年月日、招集場所	67
○出席議員	67

○欠席議員	……………	6 7
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名	……………	6 7
○本会議に職務のため出席した者の氏名	……………	6 7
○開 議	……………	6 8
○日程第 1	議案第 4 7 号 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について	…………… 6 8
○日程第 2	議案第 4 8 号 田上終末処理場汚泥処理施設機械設備（その 2）改築更新工事請負契約について	…………… 6 9
○日程第 3	議案第 4 9 号 平成 2 8 年度田上町一般会計補正予算（第 3 号）議定について	…………… 7 0
○日程第 4	議案第 5 0 号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）議定について	…………… 7 0
○日程第 5	認定第 1 号 平成 2 7 年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	…………… 7 2
○日程第 6	認定第 2 号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	…………… 7 2
○日程第 7	認定第 3 号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	…………… 7 2
○日程第 8	認定第 4 号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	…………… 7 3
○日程第 9	認定第 5 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	…………… 7 3
○日程第 1 0	認定第 6 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	…………… 7 3
○日程第 1 1	認定第 7 号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	…………… 7 3
○日程第 1 2	認定第 8 号 同年度田上町水道事業会計決算認定について	…………… 7 3
○日程第 1 3	請願第 1 号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願について	…………… 7 7
○日程第 1 4	請願第 2 号 羽生田ふれあい広場にコミュニティセンターの建設を求める請願について	…………… 7 7

○日程の追加 .....	8 2
○追加日程第1 発委第1号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書 について .....	8 3
○日程第15 議員派遣の件について .....	8 6
○日程第16 閉会中の継続調査について .....	8 6
○閉 会 .....	8 7
○議事日程第3号 .....	8 8

田上町告示第37号

平成28年第6回田上町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年8月29日

田上町長 佐藤邦義

1. 期 日 平成28年9月12日
2. 場 所 田上町議会議場

平成28年 第6回 田上町議会（定例会）会期日程

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
9.12 (月)	午前 9:00	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開 会 (開議)</li> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・議案上程 (提案説明・質疑・委員会付託又は討論・採決)</li> <li>・一般質問</li> <li>・散 会</li> </ul>
		本会議終了後 委 員 会	広報常任委員会
9.13 (火)	午前 9:00	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開 議</li> <li>・一般質問</li> <li>・散 会</li> </ul>
		本会議終了後 委 員 会	(仮)地域交流会館等建設調査特別委員会
9.14 (水)			議案調査
9.15 (木)	午前 9:00	委 員 会	総務産経常任委員会 (付託案件審査)
9.16 (金)	午前 9:00	委 員 会	社会文教常任委員会 (付託案件審査)
9.17 (土)			(休 会)
9.18 (日)			(休 会)
9.19 (月)			(休 会) 敬老の日
9.20 (火)	午前 9:00	委 員 会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9.21 (水)	午前 9:00	委 員 会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9.22 (木)			(休 会) 秋分の日
9.23 (金)	午前 9:00	委 員 会	決算審査特別委員会 (付託案件審査)
9.24 (土)			(休 会)
9.25 (日)			(休 会)
9.26 (月)			議案調査

月 日 (曜)	開 議 時 間	本委区分	内 容
9. 2 7 (火)	午後 1 : 3 0	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開 議</li> <li>・議案審議 (委員長報告・質疑・討論・採決)</li> <li>・閉 会</li> </ul>



応招議員（13名）

1番	高	取	正	人	君
2番	笹	川	修	一	君
3番	小	嶋	謙	一	君
4番	皆	川	忠	志	君
5番	今	井	幸	代	君
6番	椿		一	春	君
7番	浅	野	一	志	君
8番	熊	倉	正	治	君
9番	川	崎	昭	夫	君
10番	松	原	良	彦	君
11番	池	井		豊	君
12番	関	根	一	義	君
14番	小	池	真	一郎	君

平成28年第6回田上町議会（定例会）提出議案一覧表

議案番号	件名
議案第47号	田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について
議案第48号	田上終末処理場汚泥処理施設機械設備（その2）改築更新工事請負契約について
議案第49号	平成28年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について
議案第50号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について
議案第51号	新潟県市町村総合事務組合理約の変更について
認定第1号	平成27年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について

# 第 1 号

( 9 月 12 日 )

平成28年田上町議会  
第6回定例会会議録  
(第1号)

---

---

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 会 平成28年9月12日 午前9時
- 3 出席議員
- |    |           |     |           |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 高 取 正 人 君 | 8番  | 熊 倉 正 治 君 |
| 2番 | 笹 川 修 一 君 | 9番  | 川 崎 昭 夫 君 |
| 3番 | 小 嶋 謙 一 君 | 10番 | 松 原 良 彦 君 |
| 4番 | 皆 川 忠 志 君 | 11番 | 池 井 豊 君   |
| 5番 | 今 井 幸 代 君 | 12番 | 関 根 一 義 君 |
| 6番 | 椿 一 春 君   | 14番 | 小 池 真一郎 君 |
| 7番 | 浅 野 一 志 君 |     |           |
- 4 欠席議員  
な し
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |             |         |                   |         |
|-------------|---------|-------------------|---------|
| 町 長         | 佐 藤 邦 義 | 町 民 課 長           | 鈴 木 和 弘 |
| 副 町 長       | 小日向 至   | 保健福祉課長            | 吉 澤 宏   |
| 教 育 長       | 丸 山 敬   | 会 計 管 理 者         | 佐 藤 正   |
| 総 務 課 長     | 吉 澤 深 雪 | 教 育 委 員 会 事 務 局 長 | 福 井 明   |
| 地 域 整 備 課 長 | 土 田 覚   | 代 表 監 査 委 員       | 大 島 甚一郎 |
| 産 業 振 興 課 長 | 渡 辺 仁   |                   |         |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- |        |         |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 小 林 亨   |
| 書 記    | 渡 辺 真夜子 |
- 7 議事日程  
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件  
議事日程と同じ

---

午前9時00分 開 会

---

議長（皆川忠志君） 改めましておはようございます。本日、平成28年第6回田上町議会定例会が告示になっておりますので、ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員は13名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

佐藤町長から招集のご挨拶をお願いいたします。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） 改めまして、皆さんおはようございます。議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日、平成28年第6回田上町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては秋の収穫期を迎えて何かとご多用のところご参集を賜りまして、まことにありがとうございました。

残暑厳しい日が続きますが、それでもようやく朝晩は過ごしやすい気候となってきました。一方、先日から台風が立て続けに発生しており、特に台風10号の暴風雨の影響により、岩手県や北海道では防波堤の決壊や、あるいは浸水被害などで何人もの方が行方不明や死亡されるなどの大変な被害が発生いたしました。幸い台風による当町への被害は今のところありませんが、これから台風シーズンを迎えるに当たり、8月の末に町の消防団訓練演習を実施するなど、災害に対し万全の備えの必要性を感じているところであります。

さて、今定例会におきましては、ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正及び終末処理場汚泥処理施設関連工事の請負契約に対する議会議決の2案件と、一般会計及び特別会計の関係で急を要する経費の補正予算の2案件や加茂市・田上町消防衛生保育組合の名称変更に伴う新潟県市町村総合事務組合規約の変更の1案件です。また、平成27年度の一般会計及び各特別会計の決算認定についての8件と、合わせて全部で13議案を提案いたしましたものであります。今議会は決算議会ということもありまして、内容からいたしましても長期になろうかと存じますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

以上であります。

議長（皆川忠志君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付のとおりであります。

---

午前9時03分 開 議

議長（皆川忠志君） これより本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（皆川忠志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により

8番 熊 倉 正 治 議員

9番 川 崎 昭 夫 議員

を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（皆川忠志君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、提出案件から見て、また議会運営委員会の議を経まして、本日12日から27日までの16日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12日から27日までの16日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

議長（皆川忠志君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書の7月分、並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による田上町教育に関する事務の点検及び評価報告書が提出されております。お手元に写しを配付いたしましたので、ごらん願います。

次に、本日までに受理した請願は、「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、

私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願、羽生田ふれあい広場にコミュニティセンターの建設を求める請願の2件であります。この請願については、会議規則第91条及び第92条第1項の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の社会文教常任委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

次に、本日までに受理した陳情は、給付型奨学金制度創設に関する陳情、高額療養費、後期高齢者の窓口負担の見直しに当たり現行制度の継続を求める意見書の採択を求める陳情の2件であります。お手元に写しを配付いたしましたので、ごらん願います。

本定例会には、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員の出席を求めています。

以上で議長報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査について、委員長からの報告を行います。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) おはようございます。総務産経常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

期日は8月2日、午前9時から行いました。今回は、地域整備課の特徴的な工事関係を直接現場に出向いて調査をするということで、2カ所ほど行ってまいりました。

最初は、中江川の支流の河川改良工事ということで、これは予算上650万円ほど措置をされていた工事でございます。場所は、湯川の五社神社の裏手、農地が5.4ヘクタールほどあって、そこが流入区域になっている川ということでございました。ゴルフ場の入り口のところで五社川とほぼ並行に接しているということで、そこを五社川の土手を抜いて、直接五社川にこの中江川の支流の水を流入させるということで、ボックスカルバートと、出口のところは水圧であけ閉めができる600ミリのフラップゲートをつけたということで、従来この水は五社団地の中を流れて、403号線を越えて、JRを越えて、中店の農地のほうに出て、下水道の横山川の雨水排水の幹線排水路につながっていた排水経路でございますが、これによって五社川に直接水が出るということで、効果が期待できるというふうに説明は受けましたが、今回それほど大きい雨が降っていないということで、効果のほどは定かでないというような感じでございましたが、今後このことによって中江川の雨水対策が進むのかなと

いうふうに見てまいりました。

それと、もう一カ所は上水道の関係でございますが、これは羽生田の新浄水場を作る時点での計画にもなっておりましたし、今回予算上では8,700万円ほどの工事費になっていたかと思えます。それを6工区に分けて、新羽生田浄水場から今滝・冬鳥越線を利用して川船の配水池につなぐという、全体では排水管と送水管合わせて1,624メートルほどの工事ということで、それを6工区に分けて工事をやっていたということで、工期は今月末ぐらいまでだと思えますが、あの時点ではほぼ終わっていたという状況でございます。事故や災害で羽生田と川船の浄水場をつなぐということで、ループ化することによって事故や災害対応ができるのかなというふうに説明も受けましたし、そういうふうなできることを期待をして見てまいりました。

それと、8月の臨時会で補正も出ておりましたが、川船の浄水場のろ過装置が故障していたということで、そこもあわせて調査をしてまいりました。

以上が所管事務調査の報告でございます。

議長（皆川忠志君） 委員長の報告が終わりました。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 松原良彦君登壇）

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、私のほうから社会文教常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

期日は平成28年8月17日、会場は当役場大会議室にて行われました。出席者は、今回は田上中学校校長先生をはじめ2名、各小学校、羽生田小学校、田上小学校、2名ずつ、6名参加していただきました。また、当町から副町長、教育委員会の方も同席いたしました。議題は、学校の現況について、その他ということで話し合いが行われました。順次話の順番どおりにいろいろな話をお話ししていきたいと思えます。

教育委員会からの資料説明がありました。その中で3点ほどありましたけれども、いじめの件数は昨年は4件教育委員会に報告がありましたが、現在までゼロ件ということでございました。不登校人数は、昨年は、これは30日以上でございますが、17名いましたが、現在は8名というお話でした。

それから、訪問教育相談員による対応件数などについて少しお話しいたします。これは、不登校4件、その他4件、今年のことになっておりますが、今年の4月から始めた新しい窓口で、田上町にお住まいの佐藤恵美子さんという方が週3日の勤務であります。この人は、お話によりますと、お人柄、経験、実績から、学校や関



係家庭から、また学校側がなかなかできない難しい問題等を双方に相談をかけながら頑張っておられ、相談員のお仕事をよく理解してもらって大変ありがたく思っていますというお話がありました。

また、各学校より学習面と生活面のお話がありました。その中で、羽生田小学校では、来年度の1年生は1クラス編制の32名になりそうだとのお話、これは32名を超えないと2学級にならないそうでございます。32名までは1学級ということでございます。また、200名以上の集団生活なので、何かしら問題があるのが当たり前で、何かしらあったときはすぐみんなでお話することなどのお話が聞かされました。

次のような質疑応答がありましたので、幾つか報告させていただきます。小論文的な答えを求めると書けないという子どもが多いそうでございます。これは、入学試験や入社試験に必要なことだと思うが、対策などは考えておられますかという委員からの質問がございました。答えとしては、文章を書く力がなくなってきている。電子機器のラインでの単語の往復だけで、自分の考えを練ることや人に伝えることが少ない。今学校では、人間関係を育てる学び合う授業の推進を図っていますというお話もございました。

また、着衣水泳などの授業はというご質問もございまして、プール最終日に体操着でプールに入って行くことをやっているそうで、これは今回からただ浮かぶというか、浮いて待てというような練習をしているそうでございます。

その次に、介助員の数や雇用形態についての質問、お話がございました。今回給料体系を変更したことでおやめになった方もいましたというお話でございました。これは小学校のお話でございしますが、校長先生は継続してほしかった、またそして新しい人も素晴らしい方で、教育に関する仕事に携われる喜びにたえがたいとのお話も聞かれましたし、校長先生からは介助員のモチベーションが下がることだけはないように交代した方とお話しをしたというようなお話もございました。また、介助員の数のことでもございますが、数に関しては上を見れば切りがないのでとのお答えも聞かれました。

最後に、夏休みのラジオ体操の日程等の方向性について質問なりお話がございました。これは、両小学校とも地域やPTAに任せてありますというようなお話、これはやはりいろいろな関係で、安全が担保できる範囲ならばという話になると、どうしても夏休みのラジオ体操の日にちが短くなってしまふ、そういうようなお話でございましたし、また地区水泳の日数の関係も大体同じような考えで短くなっているというようなお話でございました。

以上、報告を終わります。

議長（皆川忠志君） 委員長の報告が終わりました。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で所管事務調査の報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

最初に、三条地域水道用水供給企業団議会の報告を求めます。

（9番 川崎昭夫君登壇）

9番（川崎昭夫君） 改めまして、おはようございます。

それでは、平成28年三条地域水道用水供給企業団の議会の第2回の定例会の報告を行います。期日は平成28年8月4日、場所は企業団事務所で行われました。

最初に、同議会を構成する三条市議会で議会人事が行われましたために、一部議席の指定、副議長の指名推選による議長の選出がありまして、三条市の山田富義市議が全会一致で議長に選出されました。

続きまして、今回提出された議案は3件で、最初に議第1号 三条地域水道用水供給企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてですが、企業庁は毎年1回、前年度における職員にかかわる職員の研さん、研修及び勤務成績の評定の状況を公表しなければならないという条文を加える改正の模様でございます。

次に、議第2号 三条地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、平成27年度未処分利益剰余金は5億9,706万6,786円で、うち3億3,910万5,841円は減債積立金に、ほか2億5,796万945円は資本金に繰り入れられるものでございます。

最後に、認定1号ですが、三条地域水道用水供給企業団、平成27年度の決算の認定ですが、資料を皆さんに配付してありますが、参考にしていただきたいと思えます。収益的収支の収入は12億9,676万440円、支出は9億3,774万8,352円で、資本的収支の収入は12億1,320万8,000円で、支出は18億3,502万1,485円となりました。それぞれ3件とも全会一致で可決認定されました。

以上で報告終わります。

議長（皆川忠志君） 報告が終わりました。川崎議員、ご苦労さまでした。

最後に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

（10番 松原良彦君登壇）

10番（松原良彦君） それでは、私のほうから新潟県後期高齢者医療広域連合の報告をいたします。お手元にあります10ページからのページを参考にしていただきたいと

思います。

期日は平成28年8月31日、場所は新潟県自治会館にて行われました。

平成27年度一般会計歳入12億6,330万3,000円、歳出は12億1,261万6,000円で、差し引き5,068万7,000円の決算でございました。これは、28年度に繰り越して、共通経費負担金の減額や国庫補助金の返還などに精算いたします。

平成27年度特別会計歳入2,663億1,153万5,000円、歳出は2,606億1,361万8,000円でございます。差し引きは、56億9,791万7,000円です。これは、負担金を精算して、平成28年度へ繰り越しとなります。

次に、平成28年度広域連合一般会計補正予算は、103万6,000円を追加し、平成27年度国庫補助事業の精算に係る経費を補正いたします。

もう一つ、平成28年度広域連合特別会計補正予算は、補正額59億4,837万8,000円を追加し、平成27年度各種負担金等の精算に係る経費を補正するものです。

4議案とも、採決の結果、いずれも原案可決いたしました。

次に、追加提出議案が出まして、そのお話を少しお話しさせていただきます。新潟県市町村総合事務組合理約の変更について、これは私ども田上町も関係ありますけれども、加茂市・田上町消防衛生組合からの提出を受け、病児保育に関する事務を追加し、名称の変更、非常勤職員の公務災害の補償に関する規約の変更等などで。採決の結果、全会一致で原案可決されました。

その後、一般質問が1件行われました。

以上、報告を終わります。

議長（皆川忠志君） 報告が終わりました。松原議員、ご苦労さまでした。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 議案第47号 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について

議長（皆川忠志君） 日程第4、議案第47号 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま上程になりました議案第47号 田上町ひとり親家庭等の

医療費助成に関する条例の一部改正につきましては、児童扶養手当施行令の一部改正に伴い、引用している条項にずれが生ずることから、関係する規定を修正するものであります。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（皆川忠志君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり所管の社会文教常任委員会に付託いたします。

---

日程第5 議案第48号 田上終末処理場汚泥処理施設機械設備（その2）改築更新工事請負契約について

議長（皆川忠志君） 日程第5、議案第48号を議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま上程になりました議案第48号 田上終末処理場汚泥処理施設機械設備（その2）改築更新工事請負契約につきましては、去る8月26日に6社を指名し、5社による競争入札を行いました。その結果、昱工業・中越大栄特定共同企業体が税込み6,123万6,000円で落札しましたが、予定価格が5,000万円を上回っておりますので、現在仮契約を締結しております。つきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、本議会の議決をいただき、本契約として工事を実施したいものであります。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、参考資料といたしまして入札調書の写しをお手元に配付いたしておりますが、この調書に記載されております金額は消費税が含まれておりませんので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

議長（皆川忠志君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり所管の総務産経常任委員会に付託いたします。

---

日程第6 議案第49号 平成28年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について

日程第7 議案第50号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について

議長（皆川忠志君） 日程第6、議案第49号及び日程第7、議案第50号の2案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました2議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、議案第49号 平成28年度田上町一般会計補正予算（第3号）の議定につきましては、歳入歳出それぞれ1,926万1,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,713万2,000円といたすものであります。

その主な内容といたしましては、歳入では、分担金及び負担金におきましては養護老人ホームへの新たな入所者に係る負担金の増額。繰入金におきましては、平成27年度の精算に伴う介護保険特別会計から繰出金の受け入れ。諸収入におきましては、平成27年度の事業確定による社会福祉協議会からの補助金の返還の受け入れなどをお願いするものであります。

一方、歳出では、各種事業の実績に伴い、平成27年度に交付を受けた国、県への負担金や補助金等の返還金の追加のほかに、総務費におきましてはインターネットに係るサーバーの入れかえに係る賃借料の追加。民生費におきましては、産休代替職員の賃金の増額や養護老人ホーム入所に係る入所措置委託料の増額、病児保育施設の建設に係る一部事務組合への負担金の追加。衛生費におきましては、平成28年10月より定期接種化となるB型肝炎委託料の追加など。また、土木費におきまして

は道路修繕費の増額。消防費におきましては、曾根地区の防火水槽の補修工事の追加。教育費におきましては、学校給食共同調理場の職員の退職に伴い、臨時調理員の雇い上げ賃金の増額などをそれぞれお願いするものであります。あわせて、第2表、債務負担行為においては、平成28年度から平成29年度までの期間に病児保育施設の整備に係る負担金について債務負担行為の追加をお願いをいたします。

次に、議案第50号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定につきましても、歳入歳出それぞれ1,887万円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ13億3,687万円といたすものであります。

その主な内容といたしましては、歳入においては平成27年度の事業費の確定に伴う国、県支出金や支払基金交付金の受け入れ、諸収入においては事業費の確定に伴うコミュニティデイホーム委託料の返還金の受け入れをお願いするものであります。

歳出においては、諸支出金において平成27年度の介護給付費の確定に伴う国、県への償還金や一般会計への繰出金の追加をお願いするものであります。

以上、2議案につきまして一括その概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（皆川忠志君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの2案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております2案件につきましては、精査の必要がありますので、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

## 日程第8 議案第51号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

議長（皆川忠志君） 日程第8、議案第51号を議題といたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいま上程になりました議案第51号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更につきまして、その概要をご説明申し上げます。

変更内容といたしましては、去る8月26日に加茂市・田上町消防衛生組合規約の変更として議会議決をいただきましたとおり、加茂市とともに整備を行う病児保育施設の運営の事務を追加するとともに、組合の名称を加茂市・田上町消防衛生保育組合に変更することといたしたものです。

これに伴い、当組合の加入しております新潟県市町村総合事務組合の規約の変更も必要となりました。あわせて、非常勤職員に対する公務災害の補償等に関する事務についても、今後事務の共同処理に参加していくことといたしました。このことから、新潟県市町村総合事務組合に加入しております全市町村、一部事務組合のそれぞれの議会において規約変更の議決をお願いするものでございます。

以上、概要をご説明申し上げます。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長(皆川忠志君) 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論及び採決を行います。

議案第51号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第51号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 9 認定第 1 号 平成 2 7 年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 0 認定第 2 号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 1 認定第 3 号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 認定第 4 号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 3 認定第 5 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 4 認定第 6 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 認定第 7 号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 認定第 8 号 同年度田上町水道事業会計決算認定について

議長（皆川忠志君） 日程第 9、認定第 1 号から日程第 16、認定第 8 号までの 8 案件を一括議題といたします。

提案者、佐藤町長の説明を求めます。

（町長 佐藤邦義君登壇）

町長（佐藤邦義君） ただいま一括上程になりました 8 議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

この 8 議案は、平成 27 年度の各会計決算の認定でありまして、会計管理者から提出された決算書に基づき、監査委員の精査を受け、その意見書並びに主要施策の成果としてまとめた資料を添えてご提案いたすものであります。

さて、国の平成 27 年度の地方財政への対応につきましては、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成 25 年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に確保するとされた一方で、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへ切りかえを進めていく必要があり、歳入面あるいは歳出面における改革を進めるほか、頑張る地方に対する支援を進めるとされておりました。

このような現状を踏まえまして、税収入の確保、受益者負担金の適正な確保に努める一方で、平成 26 年度の国の補正予算で創設された地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金を有効に活用しまして、経済対策や人口減少対策に取り組んできました。それとともに、限られた財源を事業選択による重点配分と経常費削減に努め、町民ニーズの高い施策と社会情勢の推移に即応した施策を推進してまいりました。

その結果、認定第 1 号 平成 27 年度田上町一般会計歳入歳出決算認定につきました



ては、最終的には歳入決算額45億1,439万1,856円、歳出決算額は43億7,003万9,421円で、歳入歳出の差し引きで1億4,435万2,435円、実質収支は1億3,452万6,435円の黒字決算となり、単年度収支では2,551万1,425円の黒字となりました。

歳入のうちで、自主財源である町税につきましては、徴収率は97.5%と、平成26年度を2.4ポイント上回りましたが、固定資産税の評価替などに伴いまして、町税全体としては減額となりました。地方消費税交付金につきましては、地方配分割合の経過措置が終了いたしまして、本則課税に基づく配分割合となったことにより大幅な増額に、また地方交付税につきましては、人口減少等特別対策事業費の新設などにより2%ほどの増額となりました。使用料及び手数料につきましては、ごまどう湯っ多里館の指定管理者制度移行に伴い大幅な減額に、繰入金や諸収入につきましても、それぞれ湯っ多里館の改修工事の完了や遺跡発掘調査の関係により大幅な減額となりました。

次に、歳出のうち、平成27年度に実施いたしました新規あるいは臨時の主な事業といたしましては、総務費では、新しいまちづくりの拠点整備のための道の駅等基本構想、基本計画の策定や、人口減少対策に特化した田上町人口ビジョン総合戦略の策定を行いました。民生費におきましては、消費税増税に伴う低所得者支援や子育て世帯への影響を緩和するために臨時福祉給付金、年金生活者等支援臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金を支給。衛生費では、少子化対策といたしましては、子育てしやすい環境の整備という観点から乳幼児育児用品購入費助成や2カ月児学級の開設など、子育て支援体制の充実を図ってまいりました。農林水産費につきましては、経営所得対策や農地の利用集積、新規就農者の育成支援など、また商工費では地元の消費と企業の振興などを目的に、プレミアム商品券、プレミアム率2割としました田上町あじさい商品券や、割引率を33%とした湯ったり旅行券の発行を商工会に委託してまいりました。土木費につきましては、社会資本整備総合交付金事業や、町内経済の活性化を図る観点から住宅リフォーム補助を実施いたしました。消防費につきましては、地域における消防力の向上を目的に、防災士資格取得補助をしてまいりました。教育費につきましては、児童の安全確保のための両小学校の体育館の吊り天井撤去工事を実施しましたほか、平成27年4月より羽生田野球場の運営を指定管理者制度に移行いたしました。

なお、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金や情報セキュリティ強化対策システムの構築などについてはやむなく繰越明許といたしまして、平成28年度に行うことといたしました。

次に、認定第2号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額5億5,818万7,880円、歳出決算額は5億4,857万243円、歳入歳出差引額は961万7,637円となりました。下水道事業につきましては、田上町終末処理場の老朽化による汚泥処理施設の改築更新工事を補助事業により行ったほか、公共下水道事業再開に向けまして雨水排除計画の見直しを行ったことにより、歳入歳出とも大幅な増額となりました。

次に、認定第3号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額7,229万5,445円、歳出決算額は6,817万8,528円、歳入歳出差引額は411万6,917円の黒字決算となりました。集落排水事業におきましては、施設等の維持管理が主な事業となっております。

次に、認定第4号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、最終的には歳入決算額16億5,101万2,949円、歳出決算額は15億9,670万28円、歳入歳出の差し引きで5,431万2,921円の黒字決算となりました。年間平均被保険者数は3,076人、国民健康保険税は2億5,756万5,600円、1人当たりの保険税は8万2,438円となりました。保険給付費につきましては9億8,306万3,605円、一般被保険者の1人当たりの医療費は32万671円、退職被保険者の1人当たりの医療費は25万4,407円となりました。

次に、認定第5号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額1億571万2,043円、歳出決算額は1億274万1,049円、歳入歳出の差し引きで297万994円の黒字決算となりました。歳入の主なものは後期高齢者医療保険料、歳出のほとんどが後期高齢者医療広域連合納付金であります。

次に、認定第6号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額5,122万9,720円、歳出決算額3,876万8,198円、歳入歳出差引きは1,246万1,523円の黒字決算となりました。訪問看護の利用者は143名、訪問延べ回数5,574回で、前年度に比べ16%増の大幅な伸びとなりました。

次に、認定第7号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額は11億9,703万3,960円、歳出決算額11億3,773万6,598円、歳入歳出差し引きは5,929万7,362円の黒字決算となりました。65歳以上の第1号被保険者は3,938人で、町の人口の32%を占めております。また、要介護認定者数は要支援者を含めまして680名でありまして、そのうち居宅の介護サービスを利用されている方は399名、施設に入所されている方は162名であります。

最後に、認定第8号 同年度田上町水道事業会計決算認定につきましては、業務

量における年間有収水量は137万6,198立方メートルとなりました。収益的収支の収入では2億4,930万4,911円、支出は2億5,932万5,565円、資本的収支の収入では28万800円、支出は8,160万9,850円となりました。収益的支出では配水管及び給水管の修繕や浄水場の修繕や点検に努め、施設機能の維持管理を図ってまいりました。資本的支出では、送水管及び配水管布設替工事とともに浄水設備工事を実施をいたしました。今後とも事業収入の確保と経費の節減に努めまして、安全で安心な水道水の安定供給と健全な事業運営に努めてまいります。

以上、それぞれの会計につきましてその概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長（皆川忠志君） 以上で説明が終わりました。

本決算について、監査委員の決算審査意見書の写しが提出されておりますので、ごらん願います。

大島代表監査委員から補足説明があれば発言を許します。

代表監査委員（大島甚一郎君） 窪田前監査委員の退任により、7月より議員の皆様方の信任をいただき、監査委員に任命されました大島と申します。よろしくお願いいたします。

平成27年度決算審査については前任者の任期中の案件であります。前任者からは特に大きな引き継ぎ事項はございませんでした。しかし、慎重に審査を実施いたしました。各審査対象の内容については、議員の皆様方に配付されました審査意見書に記載しているとおりでございますので、特に補足はございません。

以上でございます。

議長（皆川忠志君） 以上で監査委員の補足説明が終わりました。

これよりただいまの8案件について一括質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております8案件につきましては、精査の必要がありますので、委員会条例第5条の規定により、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、ただいまの8案件につきましては、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決しま

した。

この際、しばらく休憩いたします。

午前 9時54分 休 憩

---

午前10時20分 再 開

議長（皆川忠志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。決算審査特別委員会委員長に小池真一郎議員、副委員長に小嶋謙一議員が互選されました。

以上で報告を終わります。

この際、議長からお願い申し上げます。各常任委員会及び特別委員会に付託いたしました案件につきましては、会期日程に基づき、最終日の本会議に報告できますようお取り進めをお願いいたします。

---

#### 日程第17 一般質問

議長（皆川忠志君） 日程第17、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

最初に、2番、笹川議員の発言を許します。

（2番 笹川修一君登壇）

2番（笹川修一君） おはようございます。2番、笹川、一般質問を行います。

空き家対策について。空き家対策の質問は、昨年6月、12月、今回で3回目になります。昨年9月に私が指摘した空き家では、このように放火がありまして、消防署とかいろいろ話題にさせていただきました。次、今年になって3月に、これは近藤さんの小屋ですけれども、ここが放火、このような放火がございました。これ3月です。そして、4月に車庫、また隣のビニールハウス、こちらも、これ同じ日なのですけれども、放火がございました。計で昨年から4日間で5カ所放火がありまして、大変な危険な状況になっております。消防署、警察署、消防団の毎日の見回りがあり、警察は連日の聞き込みを行ってもらい、大変ありがたいと思っております。しかし、いまだ放火犯は捕まっていません。燕市は、放火が多発しております。放火などの犯罪の温床は空き家が原因が多いと、消防署、警察署は言っております。

7月から、私は再度田上町の危険な空き家の調査を行いました。羽生田第3区で

は、村松・田上線の入り口に当たる場所で旧坂内邸と坂内病院の跡地です。これは坂内病院、それからこれは坂内邸です。もうかなり荒れております。もう今でも崩れそうな空き家で、樹木で覆われており、薄気味悪い環境にあり、病院跡地は樹木、雑草が生い茂り、小学校の通学路に対して危険な状況になっております。近くに住まいされている方々に聞きますと、大変迷惑になっていると言われておりました。今井区長さんに確認しますと、住民の方々からの苦情があり、役場をお願いしていると言われておりました。また、奥の団地では、これも旧坂内さんの山の杉が伸びて、大変危険な状況になっています。かなりの杉が伸びているわけです。団地のすぐ近くです。これがいつ倒れるのではないかと非常に怖がっていると。下吉田1区、清水区長さんを通じて役場に伐採依頼をしているが、相手先が全く動かずに困っているとと言われておりました。

また、その近郊には外壁や屋根の破損がある空き家があり、危険な状況で不安を感じて住まいされている方がいます。羽生田の駅裏の青海団地では、長年放置された平家のアパート、これです。かなり長く放置されています。窓ガラスが破れて、雨どい、瓦が破損し、天井が抜け落ちそうになっています。防犯上問題、動物がすみつくなど不安や、団地の中で放置されたアパートが異様な景観になっています。こういう状況です。中山区長さんに確認しました。先代の区長さんも、長年役場に依頼し、今年も6月に町民課に撤去のお願いをしているということでした。こちらが中山区長さんからいただいた町に提出した書類です。このような感じで、前から先代の区長からいろいろと不安で何とかしてほしいと言っている点です。近くの住民の方に聞きましたが、大変迷惑だと言われていました。何かあってからでは遅いと言われてきました。こんな状況が長年続き、防犯上、子どもを持つ親は不安に感じています。

また、本田上第2区の江部区長さんから、403号線沿いの旧モーテルや放置された事務所で困っていると。防犯や放火が心配ですと。本当は建物を撤去してもらいたいだけでも、せめて敷地内に入れないように囲いをしてほしいと言われてきました。私がちょうど通ったときに、なぜか消火器がありました。このように消火器が、誰が置いたかわからないです。消火器があったのです。

坂田地区では、見附の高井製粉さんが購入した旧新潟食品の跡地と家です。危険な空き家になっております。これが今そんな感じです。屋根の瓦が崩れ落ちかけており、樹木や草木が伸び放題になっており、獣や虫が出て、住民の方の迷惑になっております。坂田の田代区長は、役場に連絡し、持ち主に樹木や雑草の伐採を依頼

しております。

空き家、樹木など、過去に役場に苦情として届け出があったものばかりです。国の法律ができているのに、なぜ役場は動いてくれないかと住民、区長は不信に思っております。町は、苦情のあった空き家、樹木などは把握していると思います。

再度空き家対策について質問をします。今回の質問は、前回12月の町長の答弁に対してのものです。町長は、今年の3月末までに町内の空き家の現況について、空き家の判定基準を設けて、各地区の状況を一番把握している区長さんを通じて調査し、これが昨年10月21日付けで依頼し、今年の3月末まで回答期限を設けて実施すると。要は調べてみると。区長さんから提示された現状確認から直接、これは町の職員が現場に出向き、道路から目視による現状確認し、所有者の情報を盛り込んだ台帳を作成する。基準の設定は隣接する市を参考にすると言われました。先回の質問では、平成24年の調査では空き家は44件あり、危険な空き家はなかったと言われました。では、今回の調査は3月末までどのようになっておりますでしょうか。

空き家対策特別措置法、これは国の法律です。昨年5月26日に施行されました。大半の市町村は、もう条例を施行しています。燕市、見附市は、さらに空き家対策について深く進めております。国の特定空き家の定義、これ国の特定空き家も定義がありまして、建築物またはこれに附属する工作物であって、住宅その他の使用されていない状態があるもの及びその敷地の立ち木、樹木や土地に定着するものも含まれます。つまり空き家だけではなく、所有者の樹木も含まれます。

どのような状態か、これ4つあります。1番は、著しい保安上危険となるおそれのある状態。2点目は、衛生上有害となるおそれのある状態。3点目は、著しく景観を損なっている状況。先ほどのアパートみたいなものです。4点目は、周辺的生活環境の保全を図るため、放置することが不適切な状態にあると認められた空き家です。法律の定義では、防火、防犯、防災、環境、生活環境の保全です。これが法律の定義になっているのです。放火等による火災の危険、不審者の侵入による犯罪の危険、積雪による危険、建築資材の飛散、落下による危険、今はやりのごみ屋敷などの周辺に不快を感じさせる状況、また樹木が周辺の住民に迷惑をかけている実態、そして除雪作業の弊害になっている場合などです。要は周辺住民に危険なことや迷惑をかけないことです。特定空き家になり、樹木が伸び放題になっている危険な状況になっている箇所が多くなっております。今回も私も調べましたけれども、結構あります。

では、質問として、今回の危険な特定空き家の現況調査の評価基準の10項目はど

のような基準でしょうか。ちなみに見附市は、特定空き家の判定基準を建物と周辺や公道への危険などの影響で基準を設けております。燕市は、国交省の判定基準に合わせ、住宅不良度の判定で点数をつけ、周辺建物や公道への影響を調査し、評価しています。では、田上町はどのような基準を設けたのでしょうか。そして、特定空き家の現状調査の結果はいかがだったのでしょうか。空き家は、どんどん悪化しています。現況調査からどのような危険な空き家の対策をとっていくのでしょうか。危険な特定空き家の定義について、合った家の数は今回どうだったのでしょうか。

次に、現況空き家調査から、法律からでは立ち入り調査が必要です。外から見ていてもわからないです。中に入らないとわからないと。現況調査から特定空き家の実態調査、これ実態調査、中入って調べる、これが重要です。まず、見附市、燕市では、所有者の特定で固定資産税の納税者から財産相続者まで通告しています。特定空き家の立ち入り調査は5日前まで通告し、相続放棄者に対しては相続財産管理者を設定します。財産管理する義務があり、民法940条に規定があります。つまり相続放棄しても、管理するのは民法上は相続管理を設定するのがあります。これは、民法上決められております。つまり相続放棄しても、誰か管理するのだと。また、通告者から固定資産税の減税措置はなくなり、立ち入り調査と減税の廃止通告はされています。これが見附、燕です。

立ち入り調査の人員は、見附、燕市とも新潟県の建築士会と税務担当課が調査します。建築専門家の意見が必要です。外だけではわかりません。中へ入って本当はどうなのかというのは、やっぱり専門家がしないとだめなのです。町は、実態調査をどのような人員で実施しますか。いつするのでしょうか。その計画はありますか。

では、通告で特定空き家として所有者に理解してもらうことが大切です。町は事情聴取、また助言、指導が必要です。つまりわかった後通告して、その後行政指導です。これがこじれると長期化します。要はいかに納得してもらわないからこじれていきます。積雪放置で倒壊した場合は解体を依頼する。家の外壁のアタンが破損した場合は修繕依頼をする。樹木が伸び過ぎて危険な場合は伐採依頼をする。ごみ屋敷になったらごみの撤去を依頼する。町は、この具体化指導をすべきです。これいかがでしょうか。ここをしっかりとやることによって、最後に手前にこの特定空き家を減らすことができます。

次に、特定空き家の審査会創設が必要です。見附市は、会長が副市長、委員は司法書士、土地家屋調査士、建築士、消防長、税務課長で、これは任期2年です。燕市は、会長は副市長、委員は弁護士、司法書士、土地家屋調査士、建築士2名、こ

れも任期は2年です。この審査会をすることによって勧告、命令、公表、代執行を実施します。審査会で法の執行が行われ、町としての意思表示がされるわけです。町は、いつからどのように創設しますか。

そして、特定空き家を認定した場合は公表します。見附市は、特定空き家の敷地に看板を立て、市の掲示板や広報、ホームページで掲示します。空き家対策のPR紙も見附市は配付しております。燕市は、命令内容を公表し、市の掲示板や広報、ホームページで掲示します。公表は、町の強い意思を表現する方法です。町の危険な特定空き家対策のPRになります。各市では公表を実施、PRを実施しています。町は、どのように公表していくのでしょうか。

次に、燕市、見附市は空き家対策の広報活動が積極的です。田上町は、空き家バンクのみの、特定空き家対策の広報活動は実施していません。要は空き家バンクは大体「きずな」で出ているのですけれども、特定空き家についてはまだまだやっていません。空き家の適正管理や特定空き家の定義、町の対策、空き家の所有者に対して町民に広く知らせると。今まで2度の質問でも町の広報はやっておりません。危険な特定空き家になる前に、町民に知らせることが重要です。空き家の現況調査により、町民に広く知らせることが大切です。どのように実施していくのでしょうか。これをすることによって、これ危険な空き家は困るのだと、迷惑かけるのだということを町民に知らせる。町民自身は、そういう実態があるということをもっと把握するということが大切。

次に、老朽化した空き家対策はいかがでしょうか。空き家の相談窓口を開設してほしいと。どこが窓口かわからず、相談できない。空き家、特定空き家の定義を説明する窓口がない。そして、無料法律相談室も開催してください。特定空き家対策措置法はどのような法律かわからないと。罰則、税の徴収規定など、いろいろ相談会をやってくださいと。空き家管理業者の相談会も開催してくださいと。遠方で相続したのだけれども、なかなか管理ができないと。そうすると、管理可能となる業務のあっせん、取り次ぎなどをして、窓をあけたり、風を入れることや雨戸の清掃など、屋根の修繕など、それによって家は生き返ります。放ってではどんどん朽ちるばかりです。そして、解体、補修の実施には、業者の紹介もしてもらいたいと。解体、補修の費用は幾らかかるのか不安で、なかなか決断できない場合が多いです。町は、できるだけ安く安価になるように指導あっせんする。空き家対策は、要は危険な特定空き家にならないようにすることが大切です。

次に、空き家対策特別措置法は、先ほど言いましたように今年の5月26日に国と



して施行されました。各地で危険となり、不安と思っている町民が増えております。これ田上町も同じだと思います。法令遵守ですから、いかに安全安心に町は努めるかが重要な責務です。審査会など命令、代執行など、罰則規定が今後発生していきます。条例の策定、これ条例の策定が今はありません。来期の予算策定も今のところは予定ないと思うので、これを実施してほしいと。条例とやっぱり予算は一对ですから。

人口減少から空き家はどんどん増えていきます。国は、対策で空き家特別措置法を制定しました。いかに早く対応するかが行政としての対応力だと私は思います。3月末で現況調査を実施してから、その後は町としては検討しますと、どういうふうにするかということを検討しますと。12月の答弁で、町長言われました。また12月の答弁と同じ現状調査をした結果、その後にさっき言った立入調査の実際調査をもって条例を考えるなどと、同じ答弁では困ります。もう現況はわかって、実態も進めていって条例を作ると。もうそれは見えていますから。各地区からの苦情も今増えていると思います。先ほど一番最初に言ったように、各区長さんからの苦情が大分行っていると思うのです。来期の予算をもって検討するような言い方では困るので。いかに町政が立ちおくれします。町民の不安につながっていきますので、補正予算を立てて対応してはいかがでしょうか。今年中に何とかできないのかと。

空き家対策特別法は、先ほど言った去年の5月26日施行されました。新たな条例を作るわけではなく、法に合わせて策定する。他の市のよい事例、条例を取り入れてはいかがでしょうか。早期に策定し、区長の負担も軽くしてください。区長は、町に言ってもなかなか何もしてくれないと嘆いております。これ条例がないと、町も動けないと思います。町の行政の方も、条例がないということになると、なかなか話を聞いているだけです。これ具体的に検討してください。町長の見解をお聞きします。

次に、2つ目の質問です。特定健康診査についてです。田上町の特定健康診査の受診率は、毎年県平均を下がって推移しています。平成27年度における県の評価順位は30位で、最下位でした。30市町村の中で、これは最下位でした。特定健診とは、生活習慣病の前ぶれとなるメタボリックシンドロームを発見し、生活改善につなげるために行う健診です。健診を受けて体の状態をチェックし、病気の予防や早期発見に役立っています。町の発行している「きずな」では、田上町の特定健診を受けていない人の年間の医療費比較では、特定健診受診者の医療費は年間で1万9,420円。これを受けている方です。を受けている方は年間で1万9,420円。そして、特定健診を受

けていない方の医療費は3万7,970円で、比較では約2倍の医療費がかかっています。受けている方と受けていない方では、倍医療費がかかります。それは結果です。

医療費において、町の国保財政についても影響が多くなります。また、特定健診により早期病気の発見、健康管理につながります。国保の安定的な運営と、また自分自身の健康のためになります。町の特定健診の推移では、平成22年から26年まで、町では健診を受けている率として37.5%が受診をしている方の率です。県の特定健診の受診率は、平成22年から26年までは平均で40.5%です。県平均より町は毎年低く推移しています。

国民健康保険加入者は、3つの方法で特定健診を受けられます。これ3つあるのです。それは、1つは集団健診、町の施設での健診、2つ目は特別健診、これは町と契約した10の医療機関で実施します。3点目は町と契約した人間ドック、この3つの方法で特定健診が受けられます。

県の三条地域振興局健康福祉環境部に私は伺いました。土田課長補佐から聞きました。平成26年度の特定健診受診率、これは国保で40歳から74歳、田上町では男性が対象が1,214名の方が国保の方です。40歳から74歳。そのうちの受診しているのが420名、受診率34.6%です。特に低い年代、これ男性では40歳から44歳が15.5%でした。非常に低いです。それと、50歳から54歳、これ17.2%。特に働き盛りが非常に受診は低いと。女性とは見ますと、対象者は1,159人。1,159人中受診は471名、受診率は40.6%です。特に低い年代は40歳から44歳、これ17%。100人おったら17人です。50歳から54歳は、何ともっと低くて11.6%。対象者は、全体の対象者だと2,373人、これ田上町です。2,373人中、受けたのが891名です。受診率は37.5%。全体の年代別では、大半は県平均を下がっています。特に先ほど言ったように40歳代、50歳代が男女ともに異常に低く、健診していません。それと、県の国民健康保険調整交付金、ちょっと長ったらしいのですけれども、国民健康保険調整交付金、これは平成17年からあります。これ交付金です。県では平均寿命、健康寿命を延ばすことを図るため、各市町村の積極的な取り組みを図るための交付金です。こういう交付金が平成17年からあります。県の評価項目は、生活習慣病の予防、がん予防対策、関連した健康関連事業の取り組みによる8項目の評価で配分します。

27年度では、県の評価では市町村別点数、先ほど言ったこれが、田上町総合点数で県が評価したのは138点。これが、先ほど言った評価基準でワースト1位の30位です。これ県内で一番評価が悪いと。ちなみに、加茂市は170点で14位、30番中14位です。三条市は173点で11位、見附市が178点で5位です。交付金、先ほど交付金にあ

たりますと、1人当たりというのが出ていますけれども、田上町が1,946円、加茂市が2,397円、三条市が2,440円、見附市が2,510円。この1人当たりに対して交付金が発行されますけれども、田上町は総額で566万5,000円、昨年度、今年で入っていますね、566万5,000円が交付金として入ってきています。30位ですけれども、そこそこの金額は大きく入ってきます。見附市との差で、見附市は先ほど言った1人当たり564円ですから、もし見附市と同じ評価でしたら、田上町は161万円交付金が増えます。県の国民健康保険調整交付金も大きく変わっていくわけです。

そこで質問ですけれども、町として国保の運営の安定のため、特定健診や健康づくり事業は非常に重要です。重要です。26年は県で30位となっており、評価基準項目は、これ8つあるのですけれども、生活習慣病予防対策、がん予防対策、歯科保健予防、自殺予防対策、介護予防対策、適正受診への勧奨、健康増進事業というのがあるそうです。モデル的な取り組みなど、全部で8項目が県から言われている。その8項目に対して評価が、先ほど言った138点で、評価基準が30位と。今後さらに高齢化が進みます。病気になってからでは遅く、今後さらに予防に力を注ぐべきです。田上町は、特定健診指導実施率はここ5年間よくなる傾向は見られません。県に対して非常に悪いです。ここで具体的な手法が必要だと思います。これよくするのにどうするかです。30位の最下位では交付金も少なく、また交付金よりもっと大事なのですが、医療費も増えています。どのように予防対応していくのかと。健康づくりの推進での具体的な対策と、何位くらいを目標にしていくのか、ここを質問とします。ちなみに、見附市長は1位を目指すとやっているそうです。見附市長は1位を目指していこうよと。

次に、津南町ですけれども、昨年は総合得点で189点で、県内1位でした。津南町です。交付金も1人当たりで2,665円で、田上町との差は719円。もし同じレベルだったら209万円と、大きく交付金の差がつきます。では、津南町はどうしているのかという、ちょっと調べたのですけれども、津南町は従来からの健康づくり及び生活習慣病の予防対策に積極的に取り組み、健診受診率は県内で高率です。非常に高いと。昨年はデータヘルス計画を策定し、これちょっと内容はわからなかったのですけれども、医師会や医療機関との重症化予防事業も開始したことで順位を上げたと言われています。田上町は1位の津南町を見習い、よさを導入すべきだと私は思います。実は、津南町とは町村会で関連が多い町です。同じ町ですので。よいことはどんどん聞き、町に取り入れるべきです。津南町に確認し、どのように予算を導入すべきなのか、これ検討をお願いします。

次に、特定健診率を上げる。なぜ健診を受けないのか、過去の特定健診の月、曜日、時間でどうか、他の市町村の健診との比較して、再度検討すべきです。そこで、私見附市の保健福祉課、丸山課長補佐に聞きました。田上町と見附市の特定健診の案内の比較です。案内が大分違っていました。特定健診では……これです。特定健診とは、胸部レントゲン等のその他の健診も受けられます。6月23日から24日、27日、28日、29日、30日と、6月は6日間です。7月は1日と3日。つまり6月、7月で8日間です。午前の9時から11時30分、午後は1時から2時です。会場は、田上コミュニティ、川船河老人福祉センター、保健センターの3カ所で、各地区で指定しています。半日ドック、特定検診の胃がん、大腸がん、胸部レントゲン、これ7月の7、8、11、12日、10月は27、28日。7月と10月で6日間です。それで、このような感じを出されているのです。まず、皆さんわかるように胃がんと大腸がんの検診がこちら出て、その後が特定健診の受診と。2つに分かれて田上町は案内来ています。これです。皆さんわかるように、胃がんとか大腸がんです。特定健診は後から出ています。これ日にちが違います。月が違います。皆さんもわかっている話だと思います。

では、見附市はどうかということ、見附市は世帯別に2月に健診意向調査を実施しています。これが見附市に入っています。見附市が出している内容はこれです。一番最初に、これ世帯のほうに全部出ていると。特定健診では住民にわかりにくいので、住民健診というということで出しています。そして、どこで健診を受けるのかを把握するために、この中にあるのが集団健診で1受ける、2番目は職場、学校、3番目は医療機関、4番目は健診受けないという感じで、ここで記入をします。次に、こちらの枠のはがんです。がんの検診を案内しています。これ胸部レントゲン、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、これも同じようにどこでやるのか、さっき言った集団検診なのか、職場、学校なのか、医療機関なのかと。そして、もう一点同じように、どういう内容なのかもこちら一緒に配られているのです。これだけだとわかりませんから、このように検診とは何ぞやと、どういう検診、また幾ら、年代、内容、料金はということで、わかりやすいのです。これ一緒に世帯別に送られてきます。それを2月10日までに用紙の返送をします。つまりここにまた封筒が入っています。それを記入しましたら市に送ります。後日健診内容と日程表を本人に送付します。日程表は、5月25日から11月24日、23日間実施しています。これ午前9時半から11時、午後1時半から3時と。日数も23日と多く、時間も午前と午後を選べます。見附市は、健診の意向調査で世帯の健診状況がわかります。先ほど言っ

た全体を把握できます。一覧表ですから、特定健診という内容とがん検診というのが一緒に来るわけですから、それをまた市として把握できると。5月から11月の期間が長いことで、その診断する期日を選べることで健診率を上げたそうです。

どのような健診が必要か、年間でいつできるか、町民にわかりやすくすることが重要です。健診案内のやり方を、これ検討すべきです。今までのやり方では、結局健診率は上がらないと思います。

次に、特定健診をメインとした案内の変更はいかがですか。田上町はがん検診のみの案内、先ほど言いました。がん検診の案内のみで、胃がん検診、大腸がん検診は4月21、22、27、28日と。5月は11、12、13日と。10月になって7日。つまりそこで4月、5月、10月と8日間で7時から10時と。見附市の場合は総合健診、これは田上町でもやっていますけれども、半日ドックです。一度に健診とがん検診を受診することを勧めています。先ほど一緒にまたがっているわけです。受診者の要望を聞き、なかなか仕事で休めない、検診ごとに会場が違うなど、見附市のように案内により特定健診とその他の検診も受診すること増えます。特定健診をメインにがん検診を受診させることを進めています。つまり一緒のほうがいいわけです、そういう意味で。

次に、曜日、日数の変更はいかがでしょうか。特定健診では7月3日、これ日曜日、これ1日入っています、田上町でも。会社に勤めている方も健診ができるようにするため、さらに土曜日とか、また日曜日も実施をしてはいかがでしょうか。特に先ほどのような40代、50代が非常に低いものですから、そこをどうするかというのも大事だと思います。日数の見直しは必要です。

特定健診の受診と未受診の医療費が2倍と違います。県も平均寿命よりも健康寿命を重視し、国保の安定的運営にもつながりますと。ただし、これもやっぱり経費がかかります。まず、どうしたら特定健診の受診率をふやすことができるのか。今後来年から始まる改正介護法も同じ方向になっていると思います。いかに医療費を少なくしていくかと。そこにいかに町は健康づくり、生活習慣、予防対策、これです。健康づくりと生活習慣、予防対策が非常に必要です。

では、特定健診や他の検診の補助金額の公表を実施し、特定健診がいかにお得か町民に知らせることも重要だと。健康のことも大事なのですからけれども、ちょっとお買い得だよというか、お得だよという言い方ですか。国保の方では、特定健診の自己負担額は800円。これ自己負担額800円です。町の委託料は、これ7,000円かかっているのです。委託料7,000円。胸部検診では自己負担額は無料です。町の委託料は、

40歳から64歳まで1,270円の委託料払っています。胃がん検診では、自己負担は1,000円、町の委託料は4,800円です。町の健診内容では、自己負担額のみ、町の委託料は明記されていません。町の委託料も明記し、先ほど言ったお得感も提示すべきではないでしょうか。また、特定健診や他の検診の受診で病気の早期発見につながります。「きずな」などで町内の広報活動を進めてくださいと。

国保の運営で医療費を抑えて健康寿命を延ばすには、今後予防医療に力を入れるべきです。国としても今後予防医療が率先してくると思います。田上町としての健康づくり推進のため、予防医療や介護予防は重要です。予防事業での評価で30位、ワースト1位では非常に困ります。町民の健康を考えるべきです。今後の町の健康づくり事業に力を入れるべきです。町長の見解を伺います。

私は以上です。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの笹川議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、空き家対策に関するご質問ですが、はじめに空き家の現況調査の評価基準項目につきましては、町からは評価基準ではなく、区長さんがいわゆる調査を行う上で、より詳細な部分の確認をお願いしたいということで、空き家の判定基準として10項目を示したものであります。その内容としましては、例えば空き家の判定理由、建物の構造、建物及び敷地の状況、管理者の状況などであります。

次に、空き家の現況調査の結果につきましては、各区長さんから回答をいただいた件数は222件でありました。空き家の定義は、国の基準によりますと、居住、その他の使用がされていないことが常態であることとされておりまして、おおむね年1回程度の来訪、あるいは倉庫、作業場として利用がある場合や貸し家などの利用の意思がある場合には該当しないとされていますので、それらを踏まえ、再度区長さんから提出された資料を整理しますと、100件程度が空き家に該当する見込みであります。また、空き家に該当した建物のうち、数年にわたって管理の様子もなく、今後の利用についてもその意思が確認されないなど、そのままの放置をすれば深刻な影響を及ぼすとされる建物が特定空き家と認定されるということになります。

現在現地調査が若干残っている状況ではありますが、提出時に区長さんにも確認しましたが、特定空き家に該当するものは現時点ではありませんでした。特に空き家の実態調査への専門家の活用、あるいは空き家の所有者への指導、審査会の創設につきましては、全て特定空き家に対する対策になりますので、現時点では予定はしておりません。

次に、町の広報活動としては「きずな」やホームページを利用することになりますが、空き家対策につきましては平成28年5月より空き家バンクのホームページ上に追加をいたしましたし、今後も他市町村の情報を参考にしながら、必要に応じて対応していきたいと考えております。

次に、条例制定に関するご質問であります。今回の空き家対策等の推進に関する特別措置法の制定前は、それぞれの市町村で独自に条例を制定し、既存の法律に基づいて対応してきましたが、空き家問題は建築分野の問題だけにとどまらず、環境衛生あるいは景観などの多岐にわたっていることから、条例だけでは解決できない部分も多くありまして、多くの市町村からの法律制定の要望を受けて、様々な問題を総合的に解決できるよう、議員立法によりまして空き家対策の推進に関する特別措置法として成立をいたしました。これによりまして、対策の実施等については法を直接の根拠とすることが可能となったことから、条例の制定は必要ないものと考えております。

次に、特定健診に関するご質問であります。はじめに健康づくり推進に具体的な対策と県のいわゆる評価基準で何位を目指すかにつきましてであります。がん検診などのいわゆる受診をホームページなどで案内しておりますが、各種イベントと同じ日に健康相談などを実施を検討して、少なくとも県の平均ぐらいになるよう努力してまいりたいと思っております。

次に、津南町のよさをどのように取り入れるかにつきましてであります。津南町で行っております特定健診の未健診者への電話勧誘などの実施方法や、その他実績を調査いたしまして、導入を検討いたします。

次に、見附市と同じ健診意向調査の実施の提案につきましては、健診の場合は、これは法律に基づいて実施項目が決まっておりますので、見附市も田上町も意向調査の内容は同じであります。特に特定健診をメインとした案内の変更につきましては、健診の案内の表面に特定健診のみを記載し、裏面には各種の健診の内容を記載するなどいたしまして、少しでも健診率の向上に努めてまいります。

次に、特定健診の曜日及び日数の変更につきましては、自営業の方や、あるいは専業主婦の方が主な対象であるため、今までは平日を中心に実施しておりましたが、平成28年度からは特定健診を含む半日ミニドックの健診日数をふやしまして、また休日にも実施しております。

最後に、各種検診の町の負担を公表し、お得感を知らせることが重要との提案がありますが、現状では各種検診の自己負担額は公表しておりますが、検診機関に支

払う金額や町の補助金を公表してはいませんので、確かにお得感は実感しづらいという状況であります。しかし、実際に医療機関で受診するほうが個人負担が多くなりますが、個々の事情によりましてかかりつけの医療機関での各種検診は重要であり、治療を進める上で必要不可欠であると思っております。また、各医療機関で実施する検査などの金額についてはばらつきがありまして、仮に公表するといったしましても地元医師会等の関係機関との十分な協議が必要であるというふうに思っております。

以上であります。

2番（笹川修一君） ありがとうございます。

先ほど特定空き家、これ全部で空き家は222件、そしてある程度は、100件ぐらいが国が定めた空き家なのかと。その中で、町長言われたのは特定空き家がありませんという答弁を私お聞きしたのですけれども、区長と住民感覚の区長や住民として、非常に迷惑かかっている部分はどのようなのでしょうか。特定空き家ということは、先ほど言ったように家が危険な状況もありますけれども、樹木、雑草と、もろもろ住民が不満を持っている、苦情を持っていることは全部区長に今言って、区長は非常に頑張って町に言っているのですけれども、その特定空き家の感覚がどうも違うのではないかと。各市町村私ずっと回りましたけれども、その特定空き家の感覚、町が捉えているのとほかの市町村では大きく違っていると私は思っております。要は危険なこと、不満なこと、危ないということは、区長まで上がるということは、もう特定空き家です。危険な状況を常日ごろと。

そして、先ほど一番最初に私が言った、こういうところが実際にありますということや、全部その区長さんからは町民課のほうに言っていると思うのです。それを、いや、特定空き家ありませんと、危険なことは全くありませんということで、これを退けていいのでしょうか。それは私は違うと思います。特定空き家という定義づけということよりも、まずは住民に不安な思いをさせないことが大事ではないかなと。それを、空き家になった場合は、先ほど言いましたけれども、どんどん、どんどん悪くなっていきます。単なる空き家だったらいいのです。手もかけずに空き家がある。それで、樹木だって、いつ倒れるかわからない杉とかあったりした場合は非常に危険です。やっぱり住民サイドに立った空き家対策、それを実施してほしいと。私ずっと回ったのです。各区長のほうにいろいろな方とお会いして、話聞きました。皆さん同じことを言っていました。町には上げているのだと。非常に真面目にやっている方が多いです。そのときに、いや、特定空き家という危険な空き家は



ないのだということで本当にいいのでしょうか。私は違うと思います。やっぱりこのところではっきりと出していくべきです。ですから、もう一回考え方を、特定空き家というか、国が定めたのが先ほど4項目ありましたけれども、それに該当することは必ずあると思いますので、そこをまず1点お願いします。

それと、条例、確かにそうなのです、町長言われるように。国が定めたから、別に条例作らなくても、もう法律があるから。それも私もわかっております。ただし、それはどのように対策をとっていくかによって、先般私が質問したときに、内容、現況調査をして、どういう対策とるか。条例作ることではなく、どういう対策をとるかが大事なのです。条例はなくても、法律がもうあるので、こういうときはこうしますという具体的な手法を、苦情をもらったときにこうしますと、どのようにしていきますかと、伐採してくださいとか、そういう規定もない限り、町民課としても前の話では対応できないという内容でした。わからないから対応。でも、わかりましたよね。それにどういうふうな具体策を町として示すのか、それを私は条例という意味で言っているわけなので、別に今から条例なんていうことではなくて、具体的にこういうときにこうしますよと、それを書面上作っておかないと、行政ですから、口頭の話では済まないわけです。こういう場合はこう動く。さっき言ったときに木が危なかったら伐採命令とか、伐採依頼をするとか、またアタンが落ちそうだと、瓦が落ちて、もうそこで漏って天井が落ちるとか、そういうものは解体依頼するとか、もろもろそれが具体策として上がっていないとだめなものだ。それを私は条例という名前で言っているわけです。そうでないと、その課としても動きがない、動きようがない。それがわかっているならば、住民は区長に言って、区長は役場に言って、役場はこういうふうに動くと、それがわかってくればいいのですけれども、全然わからずに今過ごしているわけです。ですから、具体的なのが欲しいのです。具体的にどうするか。これは、過去からずっとある話ですから、今後も継続して広がっていく話なのです。今だけのことではないです。ずっと継続します。第一、空き家はぼこぼこ増えていくのですから。それをさせないためにどうするかという具体策を示して。

ですから、もう一回2つ再度質問しますけれども、特定空き家とは何ぞやと、住民が危険に思っていることではないですかと。2点目は、具体的な対応策、町として対応策を住民任せ、区長任せするのではなくて、町としてどういうふうに動くのかという、その2つ質問です。

町長（佐藤邦義君） 今ほどの質問にお答えをいたします。

最初に、笹川議員もご承知のように、空き家の定義というのは当然これ国の基準にのっとったものであります。そういったことで、先ほど申し上げたような形で、例えばおおむね年1回程度誰かが来てとか、そういったようなものについては、これは空き家というより、例えばの例ですが、そういうふうになって、222件の区長さんのほうからの報告がありましたけれども、そういう形で100件程度があると、こういうふうには実は今回は町としても把握したところであります。

また、特定空き家につきましては、これも先ほど申し上げたような形で、特定空き家の嚴重なやはり基準があるわけでありますから、例えば笹川議員がおっしゃっているように危ないから特定空き家だというようなわけにはいかない。1つは、あくまでも建物あるいは土地は個人所有でありますので、例えば町が勝手に、危ないから、そこは非常に危険なので、町が代執行というのはありますけれども、代執行ができないというような問題がありまして、それが例えば町が取り決めたいいわゆる規則か何かの中でやれるということで、先般全国的な例が、どこでしたか、ちょっと忘れてしまいましたが、千葉県だかどこかで代執行をしたようでありましたが、非常に難しい手順をしながら代執行をするというような形であります。いずれにいたしましても、笹川議員が今話をされたことで危険な箇所についてはおおむね把握しておりますので、後ほど、今まで区長さんとのやりとりを担当課長のほうがよく話を聞いておりますので答弁をさせますが、そういったことで、できるだけ前向きには取り組みますが、あくまでも国の基準にのっとってというふうなことでありますので、そういったことで特定空き家ということについての認定もやっぱりそこを飛び越えるというわけにはいきません。いずれにいたしましても、今後非常に危険だと思われることがどのぐらい実際にあるのかどうか、担当課長のほうで大体把握しておりますので、答弁させたいと思っております。

町民課長（鈴木和弘君） それでは、笹川議員のご質問にお答えいたしますが、区長さんからそういう要望があると、うちのほうはまず現地を確認をします。それで、所有者に対して文書を出します。これは、今町にあります環境美化条例の中で、それに基づいて文書を出して対応しているというのが現状でございます。

この中で、先ほど質問のありました、写真もありました青海地区の中山区長さんの関係につきましても、同じようにこちらのほうに依頼がありました。こちらに書いてあるように撤去してくれというふうな話もあったのですが、それは区長さんも承知していまして、こちらのほうでできないということで、依頼の文書は出しますということで文書を出させていただきました。その後中山区長からお話が来まし

て、管理している業者さんがちょうど来られて、そこで中山区長さんと話ができたということで、今すぐあそこの場所を撤去するということは考えていないけれども、今後定期的に対応すると。今ガラスも壊れている部分についてはガラスを入れかえて、余り問題のないように対応したいということで、その旨回答していただいております。ですので、区長さんからいろいろな部分で依頼があった部分につきましては、一応こちらのほうで管理をしているところに連絡をして対応すると。一応うちのほうでは、先ほど町長話をしました100件程度、これらについては大半管理者を把握しております。ですので、何かあれば、その管理者にまず対応するというような形で文書出すなりということで考えております。

以上です。

(何事か声あり)

議長（皆川忠志君） おおむね1時間ということなのですが、第3回目は手短に。

2番（笹川修一君） どうもありがとうございました。

具体的な方策というのは非常に大事だと思うのです。実は、さっき言った旧坂内さんの山の杉、これも私非常に危ないなと思って。現場見ていると非常に危ないのです。これかなり伸びています。ここでもし何かあったときに倒れたときに、何軒か被害を受けますし、またそこに伴ってけが人、死亡事故も増えるかもしれません。こういう事例を、ではどうするかと。ただし、私が言ったのは全部所有者がわかっていて、それなりにお金を持っている人ばかりなのです。私も聞きました。どこまで本気かどうかはあれで、裏とっていませんけれども、長野の方のお医者さんだという話も聞きましたし、それと旧モータルのところもそこそこのお金を持っている方だと思いますし、それと坂田のほうは高井製粉という方です。全部ある程度の所有者で、お金は持っていて、全く動きがとれない人は今いないのです、私調べたところ。ですから、ある程度事前に言っていけば、またどういう方向で依頼というか行政指導することによって必ず変わっていくと思うのです。それは、やっぱりある程度の強い意思で出さないと、なかなか進まない。全く財産放棄するという、財産全くないところは大変だということになっている人はまだ少ないと。わかりませんが、そういう意味で、具体的な政策ということをもう少し内容を詰めない、なかなか進まない。これは、ずっと何年もかかっている事例ばかりですから。今起きたばかりではないのです。かなり前からあります。そこについて再度答弁お願いします。

町長（佐藤邦義君） お答えしますが、今笹川議員が質問されていることは、やはり非

常に危険な建物を、いわゆる先ほど申し上げましたように、代執行といいまして町が処分するというようなことの趣旨のご質問だろうかかと今思っておりましたが、いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、実際に代執行した県が大変訴訟問題とかいろいろなことを引き起こしております。そういったようなことで、私どもはやっぱり代執行のあり方についても検討しなければいけないなとは思っておりますが、大変難しいということだけはわかっております。

いずれにいたしましても、先ほど課長が答弁いたしましたように、地元の区長さんと連絡をとりながら、地権者に対してしっかりと要請していくと、とりあえずは要請していくということでもあります。坂内医院につきましては、ご承知のように、今お話しのように、実際にタケノコ掘りにも来ているわけですから、今ちょっと病気で来れないということですが、状況は十分わかっているのですが、かつての邸宅ですけれども、大変な状況になっておりますが、何とか対応していただきたいというのは、これは町の考えでございますので、よろしく願いいたします。

議長（皆川忠志君） 以上で笹川議員の一般質問を終わります。

次に、3番、小嶋議員の発言を許します。

（3番 小嶋謙一君登壇）

3番（小嶋謙一君） 時間も押し迫ってきましたけれども、3番、小嶋がこれから一般質問をさせていただきます。

このたびの台風10号による豪雨災害は、岩手県、北海道に甚大な被害をもたらし、先週の報道によりますけれども、死者21名、行方不明や安否不明の人がなお5人おり、高齢者グループホームでは入所者の9人の方が亡くなるなど、悲惨な事態になっています。これから気候は冬に向けて一步一步厳しくなっていく中で、一日も早い復興を願うばかりです。

災害弱者の高齢者の避難には人手が要ります。町内の自主防災組織は、行政とともに避難計画を再度確認し、訓練を繰り返すことによって、早目に避難する体制を整えておくことの重要性を改めて認識させられました。避難体制を整える、万一のときに備えるには、日ごろからの地域のコミュニケーションを養っていなければ、いざというときに統制がとれず、住民は右往左往するばかりです。数年を通して、8月、9月は風水害が心配されるシーズンで、また9月は2月と並んで地域支え合い強化月間にもなっています。そこで提案ですが、9月は町を挙げて地域の支え合いとコミュニケーションの強化を図る田上町自主防災強化月間として毎年自主防災組織の避難訓練を指導し、安心安全なまちづくりに寄与してはどうでしょうか。

さて、質問に入ります。1問目は、バス運行の改善を求めて町長の考えを尋ねます。議会においてこれまでもバス運行のあり方を議論してきましたが、改善につながる対策は見出されずに来ました。相変わらずバスの利用者が少なく、赤字部分を町と県で補助しながら運行している状態からいまだ抜け出せていません。公共交通として、バス利用者がある以上、バスの運行は維持していかなければなりません、現状のままでよいわけではなく、このことに町民は疑問を抱いています。町長は、3月定例会の一般質問に、道の駅構想にあわせて公共交通のあり方も検討していく必要があると答弁し、現状について十分認識されています。私が今議会で再度バス運行の見直しを取り上げたのは、秋葉区役所へ調査に行った際、バス路線の変更をはじめ、もろもろの事案の申請は6カ月前に行わなくてはならず、申請書を作る前の協議、例えば各地域における懇談会や地域住民代表、警察、有識者を交えた意見交換会も必要になってくるなど、申請から認可に至るまで時間を要することを聞いており、道の駅をはじめ、まちづくりに取りかかっている今こそが公共交通の改善に取り組む機会であり、早々に取り組むことを促したいからで、公共交通は、(仮称)交流会館や道の駅のオープンの前に整備されていなければならないと考えるからです。道の駅、地域交流会館等整備スケジュールには、公共交通に関する項目はなく、これは別途に検討されるものと解釈していますが、地域交流会館のオープンへ向けた公共交通のあり方はどのように考えておけばよいのか、町長に尋ねます。

2問目の質問です。地域コミュニティのありようについて伺います。町長は、昨年の6月議会でコミュニティに対する下地が弱いことを認識しておられ、地区からの提案型の懇談会を企画しており、町民の思いを醸成しつつ、機運が高まった中で地域が求めている支援を考えていくと答弁されています。地区割ミニ集会、これは私地元中店では平成26年8月に行われましたけれども、このミニ集会はこの企画の一端ではないかと思っています。ミニ集会の各地区における開催状況はその後どのようなであったか、町長はその成果をどのように捉えているのかお聞きします。

私は、まちづくりには交流会館や道の駅建設など、町民が集う器であるハードの施設も必要ですが、昨今の社会情勢から地域の魅力づくりや協働という、いわゆる住んでいる地域へ愛着を持ち、地域活動への参加意識を育むといったソフト面も重要な要素になってくると考えています。「やさしさと豊かさでキラリと輝くまち田上」は、コミュニティからもたらされる地域力を持つ土台の一つとして作られていくものと考えます。コミュニティに対する下地を強くし、地域を高めることに町長はどのように取り組んでいくのか尋ねます。

以上2問です。答弁お願いいたします。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) ただいまの小嶋議員のご質問にお答えいたします。

最初に、バス運行の改善に向けた準備に入るようにとのご質問であります。3月議会で一般質問でお答えした部分と重なる部分もあると思いますが、改めてお答えをいたします。まず、先の3月議会で道の駅の整備事業にあわせて公共交通のあり方も検討していく、そしてまた今後道の駅ができた暁にはバス路線の乗り入れを考えておりますとお答えをしております。その具体的な内容、あるいは例えば経路やバスの種類、経費、運行管理など、検討することが多岐にわたっているかと思っておりますが、今後数年のうちに検討を重ねて、道の駅開設までには結論を見出していきたいと考えているところであります。

なお、田上町では、ご承知かと思いますが、以前に福祉バスを運行したことがあります。これ住民からの要望でございましたので、私就任早々でございましたが、福祉バスを実は運行したことがありましたが、残念ながら乗車される方が少なかったということもありまして、余り長期間にわたって運行したわけではありませんが、途中で中止をせざるを得ないということがありました。慎重にその方向性を見定めていく必要があると、こう思っております。

あわせて、現在新潟市との連携中枢都市圏形成に向けた取り組みの中で様々な部門に分かれて検討を行っているところでありますが、その中で公共交通に関しても検討議題となっております。具体的には新潟市秋葉区及び南区と田上町は隣接をしておりますので、超高齢化社会における福祉のいわゆる観点で公共交通の維持あるいは充実を図るためにも、互いにバス運行について情報を共有していく課題を今実は洗い出しているところであります。今後の連携につなげていければと考えているところでありますし、町の現在のバス運行についても、より一層検討を重ねていきたいと考えているところであります。

次に、地域コミュニティについてのご質問であります。平成26年度によりよい地域づくりのための、いわゆるミニ集会を中店地区で開催いたしました。平成27年度は、全地区を対象に地域の課題を解決するための地区からの提案型の懇談会を企画いたしまして、区長会議で説明をし、参加を募りましたが、残念ながら手を挙げていただいた地区はございませんでした。しかしながら、最近になりまして中店地区から引き続きミニ集会をやっていきたいという意向が区長さんから寄せられていることでもありますので、町としては引き続き支援していきたいと考えているところ

であります。

さて、住民意識の中にある地域力を高める施策についてお尋ねであります。大規模な災害が発生したときへの対応としては、自分の身を自分で守る、いわゆる自助、それから国や県、町の対応としましての、いわゆる公助というのがあります。それと、ふだんから顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら防災活動に組織的な取り組みという共助が基礎であると考えております。このような観点から、自主防災組織が共助の中核を担うものになるという考えから、自主防災組織を各地域で組織し、強化することにこれまで取り組んできました。今後も自主防災組織の育成支援を進めていくことが地域の防災力を高めていくとともに、さらに地域コミュニティの育成にも大きくつながる有効な施策であると考えているところであります。

以上であります。

3番（小嶋謙一君） まず、バス運行改善についてですけれども、先ほどの答弁では前よりもちょっと前向きな答弁かなと今感じております。そこで、検討課題が多くて数年を要するというお答えですけれども、実際どうなのでしょう。道の駅、私が今言いましたようにオープンには間に合うのでしょうか。まず、それ期限つきのものをひとつ答弁お願いします。

また、連携都市協定、その中でも公共交通の維持、もろもろ今後バス運行について、連携の中で検討していくという、それももっともな意見でございますし、また期待したいと思います。このあり方についても、やっぱり道の駅とか、そういう施設との絡みで、いつまで期限、目安、それどのように考えているのか聞かせてください。

それで、バス運行開始についてももう少し掘り下げていきますけれども、今度質問の内容が少し事務的な中身になりますので、申しわけありませんが、産業振興課長にお願いしたいのですが、議長、いいですか。

議長（皆川忠志君） はい。

3番（小嶋謙一君） 現状のバスの運行につきまして、これまで何年も赤字続きの実情を見てきました。バス利用者をふやす、あるいは町民へバスの利用を促すといった対策は施してきたでしょうか。なぜ利用者が少ないのか。例えば運行ルート、運賃、停留所、もろもろ要素はあると思いますけれども、具体的に言えば「きずな」にバスの時刻表がないだとか、そういう意見も町民からは聞かれています。そういった根本的な要因を探ってきましたでしょうか、お聞かせください。

次に、町長にお尋ねします。私がバス運行の改善を求めるもう一つの理由は、昨今買い物あるいは通院弱者といった生活手段に困窮している高齢者が増えていることにあります。例えば買い物弱者を例にとってみますと、全国では年間20万増加しております。田上も恐らく同様であろうと思います。その背景には、高齢の単身世帯が増えていることも挙げられます。

そこで、実は町民課に、業務の忙しい中でございましたけれども、田上町における75歳以上の単身世帯数をお聞きしました。この数字の拾い上げは、他の世帯員がいる世帯と便宜上の世帯、便宜上というのは同居しているけれども世帯分離している世帯、この便宜上の世帯を除いています。あくまでも参考数値ですが、田上町には75歳以上の単身世帯の方が230名もいます。そして、地域別の分布を見ると、新興住宅地など、団地を抱える地域に多く、むしろ昔ながらの集落といった地域、後藤、曾根、川前といったところですが、ここでは1人から2世帯と、全く少ないことがわかります。理由は推して知るべし。同居しているからということだと思います。そして、新興住宅地、本田上、川船河とか清水沢、そういったところでは大概住宅が丘陵地、要するに坂の上にあります。買い物、通院に難儀していることはお察しのとおりです。

続いて、私運転免許証の自主返納について、加茂警察署管内の状況を調べてみました。返納状況は、平成25年、加茂警察署管内で28件のうち、田上が7件、26年、管内26件のうち、田上が3件、27年、管内44件のうち、田上が11件で、警察署の担当の方の話ですと、予想としては今後も増える傾向にあるということで、行政サイドに対しては、返納者に対する支援事業が必要ではないかということのを要望されました。

このように、田上町も買い物弱者の方々をはじめ、高齢化という社会情勢の変化から、公共交通の改善を求める声の大きいことも事実です。町長が言われる道の駅構想にあわせて公共交通のあり方も検討していくことも当然必要ですが、公共交通は公共交通として改善に取り組むことも重要ではないでしょうか。改善の取り組みについて、改めて先ほどの期限等も含めまして町長の前向きな答弁を期待し、決意を尋ねます。

2回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） それでは、今ほど小嶋議員のご質問にお答えいたしますが、最初にバス運行の改善についてということで、1点目は道の駅の乗り入れであります、これは実際には今運行しています新潟交通との話し合いをしますが、当然当初から



町としては道の駅に入ってもらい、乗り入れをしてもらうということでこれから具体的な話に入っていきたいと思っております。

次のバス運行の改善の中で、高齢者のバス利用ということも含めまして、実は私どもは道の駅と原ヶ崎の交流センターをつなぐことによって、やはり高齢者の方も両方向ったり来たりできるようなのということも実は検討しておりますが、残念ながら道路が狭かったりするので、ここはいわゆる新潟交通のバスでは恐らくだめだろうと思っております。何らかの形でこれらもこれからの検討でございますが、十分検討させて、2つの拠点を結ぶ方向に行きたいと思っております。

それで、高齢者の皆さんのバス利用について、私もたまには新潟交通のバスというか新潟交通のバスに乗るのですが、恐らく高齢者の方はあのステップが高過ぎて難しいというのが1つあると思います。かつて二、三十年前は多くの方が加茂の朝市に大勢のお母さんたちが行ったという状況を何回も見ておりますが、今はそういう方がもう70、80ぐらいになって、そういう方はだんだんいなくなってきたようですが、高齢者がバスに乗るのが大変面倒だということと、それからやはり今ほど小嶋議員がご指摘のあったように、住宅地から停留所まで、わざわざそこまで行かなければいけない、その距離の問題、あるいは帰り、坂道を上らなければだめだという、そういうことがあって、なかなかバス利用につながっていかないのだろうというふうに思っております。一般に町民の皆さんが要望しているように、好きなときに手を挙げれば乗れると、そういうような形であれば別なのですが、やっぱり今のところ新潟交通は1時間に1本ぐらいしか通らないと。そうすると、やっぱり当てにならないというようなことで、どんどん、どんどんバスの利用者が減ってきているということでもあります。新潟交通も乗車率が平均して2人を割ってしまうと、向こうはやめるということになっております。辛うじて今ぎりぎりのところで新潟交通は運行しているようではありますが、いずれにいたしましても、私どもの要望は新潟交通がもう少しコンパクトなバスを運行して、しかもステップが低いバスを運行してというような要望も出しているのですが、新潟交通はなかなかそこまでは手が回らないようでありまして、大変面倒な状況になっているということでもあります。いずれにいたしましても、高齢者が多くなってきたということでもありますので、今の新潟交通のバスだけの利用では対応し切れなくなるだろうというふうに思っておりますので、十分な検討が必要だろうと思っております。

それと、運転免許の返納のこと……それも、あと担当課長のほうから指摘がありましたので、答弁させます。

産業振興課長（渡辺 仁君） 小嶋議員のご質問にお答えいたします。

確かに、町として特に公共交通に向けた乗車アップの取り組みというのは全く過去には行ってきておりませんでした。しかし、一昨年あたりからでございますけれども、公民館のゆうゆう教室で子どもたちに、実際に休みの日なのですけれども、新潟交通の銀バスから来ていただいて、そのバスの乗り方の教室を開いて、実際に加茂まで移動して、乗りおりの勉強会というのをさせていただいております。1年に1遍しかやっておりますけれども、今後についてはゆうゆう教室もそうですし、高齢者向けのそういった教室も開いていくというのも一つの手かなと思っておりますし、議員がおっしゃられるとおり、電車の時刻表というのは日報さんか何かについてくるので、大体は手に入ると思うのですけれども、確かに新潟交通のバスの時刻表というのはないものですから、新潟交通さんとお話もした中で、今後町で配付できるものかどうかというのをちょっとお話ししてみたいと思っております。

それと、ずっと以前にさかのぼるのですけれども、加茂発のバスは加茂発の湯田上行きと加茂発の新津行きの2系統がございました。その中でも特に新津行きのバスが赤字の度合いが高い、要は乗車率が低いということでやむなく、もう田上を越えて新津のほうへ行く方が少なかったというので、十数年前にその新津行きのバスを廃止した経緯がございます。ただ、そのときに湯田上行きのもう1系統のバスについては、7往復半だったのを何とか2回ふやして9往復半という運行回数にさせていただいて、直接加茂へは行けるのですけれども、新津へはバスでは行けないのですが、田上駅前でもとまりますし、羽生田駅前でもとまりますので、また次の手段としてJRを利用して新津方面へ行っていただけるようにという配慮のもと、そういうふうなことにさせていただいております。

それと、道の駅の整備事業にあわせてということでお話をした中で、連携中枢都市圏というのは、これはもうちょっと早目の話になりますので、ここ数年のうちにどうなるかということで、今こちらのほうも進めております。ただ、こちらの場合は今度町うちではなくて、実際に今南区からも田上駅までのバスが朝夕走っておりますけれども、あの辺ああいう形での拡充、もしくは秋葉区から田上方面へ入ってこれるようなバス路線ということ、今関係しております秋葉区とか南区とかと検討を重ねているということでございますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

3番（小嶋謙一君） ありがとうございます。連携都市協定の中でのバス運行につきましてぜひとも、期待しておりますので、進めてもらいたいと思います。

それと、要するにバス運行の改善について、赤字に対する取り組みをしてこなかったと。確かにこれはお役所仕事といえばお役所仕事なのだと思います。しかし、普通一般にはこういうことは許されることではないのです。もう本来なら利用者の少ない路線をとめるとか、逆に言うとそのぐらいの判断といいますか、強権と言ったら悪いですが、そういう手段も一応考えたりいろいろしてやっていかないといかぬと思うし、例えば秋葉区のことを言いますと、秋葉区は確かに乗車3割切ると、もうその路線をストップするそうです。それは、市民にもう伝えてあるのだそうです。だから、地域の人はなくされては困るということで、逆に言うと一生懸命バスを利用しているというお答えでした。

それと、あと時刻表のことなのですが、この時刻表につきましては新潟交通に相談せねばいかぬというお話でしたけれども、これ何で新潟交通に相談するのですか。こんなの町で……印刷費がかかるから新潟交通なのか、それはわかりませんが、今言った取り組みのことを考えれば、町で独自に時刻表を作って配ってもいいのではないですか。配るのが面倒であれば、「きずな」の中に載せるとか、そういう対策もやっぱり必要だと思います。

それと、町長、今バスが大型で道が狭い云々かんぬん言われましたけれども、実際費用のことから言いますと、これ秋葉区の話なのですが、泉観光と新潟交通入札するわけです、契約で。泉のほうが安いのです。新交より実際安いのだそうです。それで、バスも言われるようにノンステップです。乗りやすいノンステップ。それから、それから、大きくなって小型なのです。それで、実際田上町の場合、地形的にバスにこだわると、道が狭いからもろもろそういう乗客云々かんぬんしたら非常に支障があると思うのですが、例えば普通車のワンボックスカーでもいいけれども、そういうのをある程度用意しておいて回るとか、そういういろいろな手はあると思うのです。その辺も今後の協議、課題になると思いますけれども、余りバスにこだわらないで、バスは例えば403号線、幹線だけ走らせる、あと幹線か例えば道の駅、できれば道の駅から、地域についてはワンボックスカーとか、そういう普通車でもって対応するとか、そういういろいろな手はあると思いますので、ひとつその辺も含めて将来、将来ではない、これから、近い時期ですけれども検討をお願いしたいと思います。

最後に、地域のコミュニケーションについてちょっとまた触れておきたいと思うのですが、先ほどの答弁では、区長会に諮ったら、手を挙げるところが中店しかいなかったと。確かに区長さんもいろいろ忙しい中でやっておられるから。今

答弁聞きまして、ちょっと正直がっかりしました。だから、町民の人たちというのはそういう、どうなのでしょう、地域に対するコミュニティー、連帯ですよ、地域の連帯ということですが、非常に意識が弱いというのは町長の言われるとおりなのですけれども、もろもろ災害を含めましてこれから、むしろこれからの時期、もうスコール、そういう集中豪雨だとか、もう災害というのはポイント的に来ますので、地域の連携というのは町民の人たちにもものすごく認識してもらわないと、これはいかんと思うのです。どういう形で認識していくかということにはなると思うのですけれども、実際建物建ったり上物建ったりするのよりは、人の気持ちの問題ですから、大変難しいところがあると思いますけれども、町民に向けた指導といいますか、行政挙げた形での対応、イベントも含めてだけれども、そういうのを利用していくとか、考えないでしょうか。

公民館事業の中でいろいろな項目があります。事業項目がありまして、その中で補助対象になるのもいろいろ縛りがあるのです。そういう中のをひとつ見直すのも地域コミュニティーといいますか、いろんな事業、地域から上がったものを公民館事業の中で何とか、今縛りあるものだから、これはだめ、あれはだめということいろいろあるのだけれども、地域からの要望があったら極力認めてもらうような形で対応していくのも一つの手ではないかと思うのです。ありとあらゆる手を使って、地域、住民の中の連帯というのを強めていくということも進めていってほしいと思います。

例を挙げますと、うち、餅つき大会をやっているのです、12月になると。公民館に、餅つき大会でございますから、餅代を何とか見てくれと言ったら、口に入るのだからだめだと。餅つき大会で餅代見てもらえない。それは金額では大したことではありませんけれども、そういったところがやっぱりお役所仕事というのを私ものすごく感じるのです。そういう発想といいますか、考えも、もっと住民に根をおろした形でもって見直してほしいと思いますけれども、これは要望でございます。

以上で終わります。

町長（佐藤邦義君） 実は、地域コミュニティーの形成についてだけちょっとお話しいたしますが、実際には私ども先ほどちょっと答弁いたしましたように、今町は自主防災組織が一応おかげさまで100%になりました。それで、これから地域コミュニティーを活性化するには、やはり高齢者対応もございますので、また防災関係もありますので、各地区に自主防災士をやっぱり2人ぐらいいないと、それぐらいは必要だろうというふうに考えております。実際に2人になっている地区は、もう自主的

に地域で話し合いをしたという報告もいただいておりますので、そういうことで、特に最近若い人が防災士を取得していただいておりますので、とりあえずは地域全体のことを把握していただきまして、地域コミュニティーを上げていきたいと思っております。要望についてはお聞きいたしましたので、できることはやっていきます。

議長（皆川忠志君） 以上で小嶋議員の一般質問を終わります。

お昼のため休憩いたします。

午前 11時58分 休 憩

---

午後 1時15分 再 開

議長（皆川忠志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

11番、池井議員の発言を許します。

（11番 池井 豊君登壇）

11番（池井 豊君） 11番、池井です。一般質問をさせていただきます。

今回一般質問の通告の締め切りの前日に突然知事の撤回表明というのがあって、その夜一般質問の原稿を作る予定が頭から頓挫してしまいまして、締め切り当日になぐり書きで要旨を提出したことを執行の皆さんにひとつおわびと申しましょるか、失礼したことをお伝えしておきます。そういうわけで、ちょっと補足説明を加えながら一般質問をしたいと思っております。

今回の一般質問のテーマは、自治会再編とコミュニティ協議会について、それから原子力防災についてです。自治会再編とコミュニティ協議会については、以前から私も問題意識を持っておりました。自治会の再編問題については、我々の先輩である故小野澤健吉議員が再三にわたって自治会の再編問題を町長と一般質問でやりとりしたり、また予算委員会、決算委員会等でも取り上げたりしていたことを思い出すところがございます。私は、単なる自治会の統合再編ではなく、コミュニティ協議会、以後コミ協と言わせてもらいますけれども、通称コミ協というふうに新潟市、三条、柏崎とか、そういうところで言っております。という切り口で質問いたします。

現在の田上町における自治会の世帯数というと二十数世帯の自治会もあれば、300世帯以上の自治会も存在します。不公平な状況になっているということです。件数が多い自治会は区長の負担が多く、仕事量が多くなり、自治会の区長のなり手が

いないという人材不足に苦慮するという問題があったりします。逆に、世帯数の少ない自治会は、当然のことながら、いろいろな地域行事が行えない。敬老会なんていうのが代表的な問題で、敬老会が行われない地区の高齢者もいるということもあつたりします。時代の流れは、地域でできることは地域でということ、先日議会議員の全員研修会がありました。その中での講師の中でも、これからの人口減少社会、地域でできることは地域でやっていくというような形で行政のスリム化を図っていく練習をそろそろし始めないと、減少社会に間に合わないよみたいな話も聞いたところでもございます。ですから、地域でできることは地域でということ、要は個人でできないことは、田上でいえば組、組でできないことは区、自治会ですね、区でできないことを今度コミ協、コミ協でできないことを今度町がやるというような、そういう仕組みを作って、そして住民の意識改革もしていくことが必要だと考えております。ちなみに、私の住んでいる羽生田地区では、羽生田総区という仕組みを作って行っています。羽生田1区から4区の集まりです。敬老会や盆踊り、自主防災組織総区防犯協会、それから地域の消火栓の江ざらい清掃、それから共同墓地の維持管理も担っています。既に自治会単位ではできないことを、この総区というコミ協的な動きの中で始まっています。羽生田以外にも、例えば川船や本田上、中店などでもそのような総区的な取り組みを行っているというふうにも聞いております。

時代の流れでコミ協は必要なのではないかと思っています。もともとコミ協というと、もっと規模が大きくて、中学校単位とか、私の知っているところで柏崎で北条というところがありますけれども、ここは設立当初28ぐらいの自治会が属した中学校単位の、小学校が2つあるところがコミ協を組んでいたりするところがあります。ここは、もうかなり大きい旧北条村とも言われたところですがけれども、のもありますけれども、多いのは小学校単位のコミュニティ協議会です。ですが、私はぜひ今回提案したいのは、田上コミ協、羽生田コミ協、川通りコミ協という3つのコミ協を作り、それぞれにコミュニティセンター、コミセンを置くやり方です。川通りを独立させたのは、防災上の問題で、水害の危険が高く、コミセンを重要な避難所として機能させる必要があると思っていますからです。当然その避難の手法等々も変わってくると思うので、ここを一つの小学校区というようなくくりではなく、独立した防災のためのコミュニティ協議会と避難のためのコミュニティセンターを設置すべきだと思っています。

また、今議会に羽生田総区から羽生田コミセン、羽生田のコミュニティセンター

の建設の請願が出されています。内容としては、羽生田や清水沢の集落の人たちが使える田上にあるコミセン、あいあいみたいな形で使えるコミセンを作り、それもまた防災の避難所として活用したり、様々な交流に使いたいというような、コミセンを先行型の請願であるとは思っています。ただ、その中身にも地域のかかわりというものも請願の中に書かれてあると思っています。これをきっかけにぜひコミ協立ち上げと住民自治が推進が図られるべきだと思っておりますが、町長のお考えはいかがでしょうか、お聞かせください。

2番目の質問です。原子力防災についてです。これは、それこそ知事撤退のときに泉田知事が原子力防災について議論してもらいたいというような発言があったのがちょっと頭に残っていて、そういえば田上町はまだ防災マニュアルの原子力編ができていないというふうになんか感じた次第でございます。町長覚えておりますでしょうか。平成24年3月の一般質問で、私がちょうど原子力関連の部署から原子力安全保安院の原子力防災課長の講演を聞いて、それをもとに参考値としておおむね50キロ以内としており、自宅内の屋内避難、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用を考えるべきというような話を聞いてから、町長にそのような質問をし、防災計画の再検討、原子力編の必要性について聞いたものでございます。このときの町長の答弁は、新潟県等の動向を見ながら検討していきたいとか、原子力災害対策編の作成に着手をいたしましては検討していきたいというふうに、検討ですが、その後ほかの同僚議員の質問に対して、何か作らない方向でみたいな発言も記憶しているところでありますが、原子力の防災編、いまだ作られていませんけれども、災害マニュアルの防災編、作られていませんけれども、今後どのような展望をお持ちであるかお伺いしたいと思っております。

それから最後に、ずばり現時点で柏崎刈羽原子力発電所の再稼働についてどのようにお考えになっているのかをご質問いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長 (佐藤邦義君) 今ほどの池井議員のご質問にお答えしますが、最初に自治会再編とコミュニティ協議会についてのご質問であります。今のところ実は各地区からいわゆる地区の再編というような要望、要請は受けておりません。今ほど池井議員ご指摘のように、以前議員さんからそういうことがありましたので、当該地区の区長さんのところにもお話をしてお話をしてお話をしましたが、残念ながら今までどおりでいいと、こういうことで、なかなか再編というのは難しいものだなということはず

くづく考えさせられたことがありました。そういったことから、地域にはやっぱり昔から様々なつながりがありまして、行政主導で一方的に画一的に地区再編を進めるべきではないというふうには今では考えているところであります。

いわゆる住民主体のまちづくり、コミュニティ協議会についてのご提案でありましたが、ご提案の羽生田学区、田上学区、川通り地区の3地区というのは、確かにそういったコミュニティーづくりをすることは私は必要であるだろうと思っております。それにはどうしてもその地区の主体性と申しましょうか、そういったものがあって、そのような機運を醸成して議論していただくということが一番だろうと考えているところであります。

それから、コミュニティセンターの建設につきましては、池井議員のほうではとりあえずその3つのところにコミュニティセンターの建設はどうだろうと、こういうようなお話でありましたが、各地区に整備されることはいいことだろうというふうには思っております。各地区に公民館があるわけでありまして、確かに公民館ももう手狭になってきておりまして、二、三の地区から今年の敬老会もやっぱり公民館でやりきれないと、狭くてできないという要望もいただいているところでありますので、そういうコミュニティセンターができれば一番いいわけでありまして、ご承知のように現状では財政的な観点から今すぐということはちょっと難しい状況だと、こういうふうには思っております。

次に、原子力防災についてのご質問であります。原子力防災対策に係る地域防災計画の策定につきましては、原子力規制委員会が定める原子力防災対策指針として原子力災害の対策を講ずべき地域として原発から30キロメートルの範囲というふうには定めておりまして、我が町は50キロメートルということで、当町といたしましては今のところは計画を策定する義務はないということになっております。県が以前、24年だったでしょうか、立ち上げたときは盛んにいろいろな話が出まして、とりあえず30キロメートルにつきましては長岡市と、あるいは三条市あたりはもう既に策定済みのようでありまして、50キロメートル離れている地域についてはその後県はぱったりと指導がありませんし、配付の問題についても何ひとつないということでありまして、私どもは一つの対応としては、万が一柏崎刈羽原発が大量の放射性物質が放出される状態になった場合においては、田上町が実は長岡市の住民を受け入れなければだめだと、こういうふうになっております。しかしながら、正直受け入れる施設はなかなか、単なる規模だけではありませんで、やはり放射性物質が進入してこないようなしっかりしたものでないとだめだと、しかもコンクリ



ート製の建物でなければだめだというようなこともありまして、正直言って私どもはそうなったときに本当に田上町として長岡市の住民を受け入れることができるのかということで、実は町でも検討したことがありまして、実際には一時的な受け入れをして、北のほうに、またほかのところへ移動してもらおうというような、そういうことぐらいが、できるのはそういうことだろうというような話し合いになっておりまして、町民もいわゆる屋内退避ということでございますし、なかなか難しい問題を抱えたなと思っているやさきに、県のほうはぼったりと指導がなくなってきました。それでも、27年3月に、田上町といたしましては原子力防災ガイドブックを作成いたしまして、原子力災害時の対応については既に町民に周知をしているというところであります。

それから、原子力災害対策については原子力防災指針等でも具体的に定まっていないということでもありますので、今後とも国、県の検討状況を見守りながら、必要な対応を行っていきたいと思っております。

最後に、原子力対策について、原発の再稼働についての町長の意見ということでありますが、実はこの点は泉田知事がやってきたことは私をもっともだろうと思って、先般マスコミのインタビュー、しばらく前にマスコミのインタビューに答えたときも、泉田知事のやはり一番の功績はこのことだろうということで、その点は丸をつけてインタビューに答えたことがありますが、私はやはり福島の状態をきちっと検証いたしまして、この柏崎刈羽原発の稼働についてやっぱり慎重にいくべきだろうということになっております。つい最近もあの周りを車でずっと見てきましたが、確かにとてつもない施設でありますので、あの施設からもし事故があった場合は、やはり50キロ圏内の田上町にももしかすると放射性物質が飛んでくるのではないかというような危険がありますので、やはり慎重にやるべきであって、再稼働については、本当に安全だということになれば、あるいはその時点の知事の判断とか、あるいは国の指針でなるかなと思って、現状ではやはり今再稼働すべきではないだろうと私は思っております。

以上であります。

11番（池井 豊君） 1番目のコミ協についての再質問です。

答えてもらえなかったのは、これからの人口減少社会において、今二十数世帯の自治会、区がこれ以上小さくなって行って、それでも要望がないからいいというふうな形で捉えるというのは、これまたちょっとおかしいと思います。私は、最初から言っておきますけれども、区をなくせとは言っていないのです。区は残したまん

まコミ協という組織を作って、住民サービスをしっかりしていく、住民自治もしっかり進めていくというような仕組みが必要なのではないかと申しております。ですから、これからの人口減少社会で本当にこのやり方が合っているのかというところをもう一回お答えください。

それから、1回目の質問の中でもしたと思うのですが、サービスの不公平、片や敬老会を行えない、敬老会を行える、または片や本当高齢者が一生懸命草刈りや江ざらいをしているみたいな形で、住民サービスに不公平感が出ているような気がするのですが、これはこれでいいのか、こういう状態でいいのかというところをお答えいただきたいと思っております。

それから、地域の主体性があればコミ協をとというような話もありましたけれども、まさに今、今回の請願、羽生田総区、清水沢から出ているのも、地域の主体性からまずはコミセンという話ですけれども、そういうコミュニティ協議会につながるまちづくりをしたいというような内容ですので、ぜひその辺は財政的観点からと言われるとぐうの音も出ないのですが、検討に入りたいと思っております。このコミ協というやり方を、これなかなか定着するのがすごく時間がかかるやり方です。コミ協と公民館の関係、コミ協と自治会の関係とか、やり始めた市町村でも完璧な形ができ上がるのに10年以上かかっているというふうに聞いています。ですから、今から人口減社会が来る前に本当に練習をし始めなければならないし、その前にちゃんとした検討をしなければならないので、そういうところから検討に入る必要があるのではないかと思います、再度お答えいただきたいと思っております。

次、原子力防災についてでございます。町長は、私が聞いていない長岡からの受け入れなんかを心配しているようですが、そうではなくて、私が言いたいののは田上町の住民をいかに守るか、これの1点です。当初50キロという話もありましたし、30キロでないと義務がないとか県の指導がないというのがありますが、これの方が一そのときに風向きがこの田上のほうに吹いてあったといたら、これ30キロとかそういう問題ではなくて、必ず被曝被害が発生するわけです。それに対してガイドブックを用意したとは言っておりますけれども、ガイドブックではなくて、町としての防災計画を地域防災計画にしっかり書いておかないとできないのです。私泉田知事が何でこれにこだわるのかと言って話をしたら、おもしろいことを1つ言いました。それは何かというと、柏崎でもそうなのでしょうけれども、屋内退避という状況になったとき、では誰が安定ヨウ素剤配るのだと。市長が職員に命令して、おまえ被曝するけれども住民に配ってこいと、区長に配ってこいと。では、区長は

どうする。区長は被曝するけれども、では組親に配ってこいと。組親は被曝するけれども住民に配ってこいと。そういうことが成り立つのでしょうか。これが原子力防災ができていないという泉田知事の一つの提案でした。だから、いざ事が起きたら、住民の命、職員の命をどう守るかということが全然どこでも議論されていないという。この中でもし再稼働して、事故でなくてもいいです。北朝鮮のテロなんていうのもあるわけですから。一番心配しているのは、実は北朝鮮のテロということもありますので、そういうときに、では誰がこの田上町の住民の命を守るのだという仕組みを地域防災計画でうたっておかなければ、これできません。どうしますか。外へ出たら被曝します。住民から電話じゃんじゃんかかってきて、安定ヨウ素剤くれと言われる。課長、どうしますか、行けと言われたら。部下に言えますか、これ。おまえ被曝するけれども行ってきてくれと。これなかなか言えません。こういうときにどうするかという仕組みをしっかりと作っておく必要があるということで、私は地域防災計画の原子力編を作る必要があるというふうに考えますが、では町長、今の言ったように風向きが悪くて、こっち原子力濃度濃いですと。被曝する可能性がある。では、誰に安定ヨウ素剤配らせますか。県からは来ます。その辺をちゃんと答えられるようであれば原子力編は必要ないと思いますけれども、ぜひそこをお答えいただきたいと思います。

最後に、町長の福島を検証なくして再稼働はなしという答弁は非常に評価したいと思っております。

以上で2回目終わります。

町長（佐藤邦義君） 最初に、コミュニティ協議会の設立についてのご質問がありましたが、ご指摘のように必要性は十分にわかりますが、しかしこれまでの経過とか、経験とか、いろいろな地域の話を書きますと、随分難しい問題があるのだなということは私はわかりました。あそこの地区、隣の地区と死んでも嫌だというふうなこととか、こういうのがいっぱいあるのです。それで、さっき申し上げましたように、やはりそんなこと言わないで、では隣と仲よくしてやっていきましょうというムードを作るのが、もしかすると私ら町の役目かなと思っておりますが、本当に難しい問題があって、大変な問題で、議員ご指摘のようにやっぱり時間と色々な方法論とか、いろんなことを検討しながらやっていかなければいけないと。特に川通りのほうは最近若い人たちがだんだん減ってきたと、要は小学生も減ってきたというようなことでありますので、ある意味では必要性を感じていると思っておりますが、ちょっと時間をかけながら検討していきたいと思っております。

サービスの不公平、例えば一つの例として、敬老会ができないでいる地区が実は二、三あるわけでありまして。一つには、戸数がうんと少なく、余り対象者もないというような問題と、対象者がいないというのか、そういったことが一番大きかったようではありますが、できるだけ四十数カ所全部でいろいろ何らかの形で敬老会を実施をしていただいておりますので、不公平にならないようにというようなことでもありますので、これはできるだけ前向きに不公平感がないようにやっていきたいなと思っております。

原子力防災については、実は県のほうも、知事はああいうふうに言っていますが、県そのものがちゃんとしたものができていないのです。だから、私らにきちっとした指導をしてきていないのです。池井議員が言ったように、そういうのどうやって配付するかなんてわかりません。誰も嫌がるかもしれませんので、その辺がこれから本当に田上町が検討しなければいけないけれども、とりあえずは今まで私ども聞いてきた中では、50キロ圏内には実は風向きが変わってもそれほど大きな被害にはならないだろうというふうにも言われてきたのですが、こればかりはわかりません。どういう形で来るかちょっとわかりませんので、今のところ50キロ圏内についてどう対応したらいいか。例えば各家庭の中に屋内退避ということでも、それだけではなかなか難しい状況が生まれてくる可能性が十分ありますが、正直言って町ではこれ検討したときに対応策ないのです。なかなかないので、今からコンクリート製の避難所を作るなんていうこともあり得ないし。一番いいのはこの庁舎だけがちっとしていて、ここへみんな来てもらうのかなんていう話もしたことがありますが、いずれにいたしましても長岡市、三条市あたりも既に作成しておりますが、田上町は長岡市の住民を受け入れるのも本当のところ言って難しい状況です。ですので、そのうちに田上町民もどこかへ逃げていかなければいけないというような状況があって、非常に厄介な問題ではありますが、いつ柏崎刈羽の原発が爆発しないとも限りませんので、これからいろいろ県の指導を受けながら、当然検討しなければいけないと、こう思っておりますので、何かいい策があったらぜひご教示願えればと、こう思っております。

11番（池井 豊君） まず、コミ協の問題です。町長1つ誤解している部分があるかと思うのですが、私は別に自治会と自治会を合併しろというような話は今はしていません。多分それは難しいというふうに私も思っているのです。自治会の合併、統合というのは、非常に難しい問題、難しい地域があるなと思っております。ですから、逆に羽生田コミ協、川通りコミ協という大きなくくりでやりますと言えば、自

治会も解消しないわけです。自治会も解消しないで、自治会は自治会で存在する。自治会でサービスし切れない問題というか、ことをコミュニティ協議会という仕組みで住民サービスをしていくというような仕組みを作り始めたらどうかと言っている。逆に、私も合併は難しい、合併統合は難しいと思っているので。小さなくくりでくっつけると非常に反発があるので、小さなくくりで、それで特に川通りのほうで防災のと言えば、非常に説得力もあるかなというような気もしています。そういう、今新潟市なんかはもうかなりコミ協の活動が年数も経てきて、実は私が所属するNPOで請け負っていたのですけれども、一昨年から昨年にかけてコミ協の今までのやってきたことの検証をしようという、それからまた新しい仕組みを考えようというようなワークショップの業務をちょっとしたことがありましたけれども。新潟市なんかは今いいモデルがあるのと、それともう一つ、今回監査委員になりました大島監査委員のいる地区は、荻川コミ協として新潟市でも先進的なコミュニティ協議会の活動をやってきたところだと自負していると大島さんも言っていましたので、ぜひせっかくこんな近くにいい監査委員がいるので、そういう勉強をし始めてもいい時期なのかなと思っています。ぜひ小さなくくりでそういうコミ協のあり方というのを検証してもらいたいと思っています。これについてお答えがあれば、またお聞きしたいと思います。

原子力防災についてはそのとおりなのです。全くそのとおりなのです。ですから、泉田知事はこの4期目で原子力防災についてのことをしっかりと築き上げて、その上で福島原発の検証をして、そうではないと再稼働はしないという。だから、要は泉田知事が言うには、こういう避難の仕方すらしっかりできていないから再稼働も慎重にいくべきだというような持論を持ちながら、せめてこの4期目で原子力防災の仕組みをしっかりと構築したいというふうに思っていたのですけれども、例の船舶の事件でそれがすっ飛んだり、いろいろな諸事情もあってこのような状況になっているわけです。ですから、県が作れないではなくて、県はこれから作ろうとしていたのだけれども、これから作るかどうかちょっとわかりません。ですから、逆に田上町でそのようなちょっと勉強をして、ぜひ作る姿勢に持っていないと、本当にいざというとき困ってしまうという。これは、しっかり取り組んでいただきたいと思っています。最後に、原子力防災編、これから作る方向性で検討できないか質問して、3回目の質問を終わります。

町長（佐藤邦義君） いわゆるコミュニティ協議会といいますか、それはとりあえずは順序として区長会、近々また区長会の役員会とか、あるいは防犯協会の役員会があ

りますので、そこに提案をして、その中身をやっぱり理解していただくという第1段階からやっていかなければいけないとっておりますので、そこで提案をして、最終的には区長の皆さんにお諮りして、どうだろうということに進めていく方向に行きたいとっております。

原子力防災については大変難しい問題がありますが、議員ご指摘のような避難の仕組み、あるいは対応、原子力防災編の検討もこれから進めていきたいとっております。なかなか参考資料がないので、ちょっと苦勞しますが、努力していきたいと思っております。

議長（皆川忠志君） 以上で池井議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

---

午後1時48分 散 会

別紙

平成28年 第6回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第1号 平成28年9月12日（月） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開会（開議）	
第1		会議録署名議員の指名	8番 9番
第2		会期の決定	16日間
第3		諸般の報告	報告
第4	議案第47号	田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について	付託
第5	議案第48号	田上終末処理場汚泥処理施設機械設備（その2）改築更新工事請負契約について	付託
第6	議案第49号	平成28年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について	付託
第7	議案第50号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について	付託
第8	議案第51号	新潟県市町村総合事務組合規約の変更について	原案可決
第9	認定第1号	平成27年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	付託
第10	認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第11	認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第13	認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第14	認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第15	認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	付託
第16	認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	付託
第17		一般質問	
		散会	



# 第 2 号

( 9 月 13 日 )

平成28年田上町議会  
第6回定例会会議録  
(第2号)

---

---

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 議 平成28年9月13日 午前9時
- 3 出席議員
- |    |           |     |           |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 高 取 正 人 君 | 8番  | 熊 倉 正 治 君 |
| 2番 | 笹 川 修 一 君 | 9番  | 川 崎 昭 夫 君 |
| 3番 | 小 嶋 謙 一 君 | 10番 | 松 原 良 彦 君 |
| 4番 | 皆 川 忠 志 君 | 11番 | 池 井 豊 君   |
| 5番 | 今 井 幸 代 君 | 12番 | 関 根 一 義 君 |
| 6番 | 椿 一 春 君   | 14番 | 小 池 真一郎 君 |
| 7番 | 浅 野 一 志 君 |     |           |
- 4 欠席議員  
な し
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |         |         |             |         |
|---------|---------|-------------|---------|
| 町 長     | 佐 藤 邦 義 | 産業振興課長      | 渡 辺 仁   |
| 副 町 長   | 小日向 至   | 町 民 課 長     | 鈴 木 和 弘 |
| 教 育 長   | 丸 山 敬   | 保健福祉課長      | 吉 澤 宏   |
| 総 務 課 長 | 吉 澤 深 雪 | 会 計 管 理 者   | 佐 藤 正   |
| 地域整備課長  | 土 田 覚   | 教 育 委 員 会 長 | 福 井 明   |
|         |         | 事 務 局 長     |         |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- |        |         |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 小 林 亨   |
| 書 記    | 渡 辺 真夜子 |
- 7 議事日程  
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

---

午前9時00分 開 議

---

議長（皆川忠志君） 改めましておはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付しております議事日程第2号によって行います。

直ちに議事に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

議長（皆川忠志君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

1番、高取議員の発言を許します。

（1番 高取正人君登壇）

1番（高取正人君） それでは、1番、高取正人、一般質問を始めたいと思います。

企業版ふるさと納税について。地方創生応援税制、企業版ふるさと納税が創設されました。企業にとっては従来型の寄附の国税と地方税合わせて3割の控除額に加えて法人住民税、法人税を2割、法人事業税を1割の合計6割となり、寄附額の6割が控除される、より節税効果のある税制ですが、町の取り組みについて町長に伺いたいと思います。

1番、平成28年度に創設された税制ですので、納税額に対して控除される金額、控除される年度等の詳細について説明していただきたいと思います。

2番、既に採択された今年8月の内閣府の認定の地方創生応援認定事業の例を見ると、仕事創生分野で74件、地方への人の流れ分野で12件、働き方改革分野で6件、まちづくり分野で10件となっております。内容としては、宮城県石巻市の雇用創出拡大プロジェクトと、同じく石巻市の交流人口拡大プロジェクト、兵庫県朝来市の住みたい田舎移住促進プロジェクト、兵庫県たつの市のまちぐるみ子育て応援プロジェクト、鳥取県江府町の遊休農地を活かした6次産業化推進事業などがあります。近隣の例では、富山県では認定事業はゼロ件ですが、山形県では1件、群馬県では

4件、長野県では3件となっています。新潟県の認定事業件数は7件であり、内訳は長岡市のながおか・若者・しごと機構を核とした若者定着事業計画、十日町市の大地の芸術祭拠点施設等グレードアッププロジェクト、クロアチアピッチグレードアッププロジェクト、見附市のコミュニティバスプール整備プロジェクト、糸魚川市の糸魚川ユネスコ世界ジオパークの森づくり、糸魚川ユネスコ世界ジオパークの人づくり、佐渡市の観光立島佐渡計画があります。これらの例から、町ではどのような事業とどのような効果があると考えているか伺います。

3点目は、9月より個人版のふるさと納税について、ポータルサイト「さとふる」を利用することとなっていますが、今日現在までの納税額と地方創生応援税制認定事業の周知の方法について、ポータルサイト等を利用する計画があるかどうかについて伺いたいと思います。

以上です。

(町長 佐藤邦義君登壇)

町長(佐藤邦義君) それでは、高取議員の今ほどのご質問にお答えしますが、最初に企業版ふるさと納税についてのご質問であります。今ほど説明ありましたように、この制度というのは企業が地方公共団体による地方創生プログラムに対して寄附をされた場合ということで税負担が軽減されるというものであります。寄附された企業は、寄附額の約6割が軽減効果が得られると聞いております。ただし、企業はどの地方公共団体に寄附してもよいというのではなく、国が認定した、いわゆる地方公共団体の認定された事業に対して寄附をしなければなりません。8月に第1弾として全国で87の団体、102の事業が認定されました。企業の決算時期によりますが、早ければ平成28年の法人関係税から軽減を受けることができるようになります。

ところで、この寄附を受ける地方公共団体は、国にいわゆる地域再生計画を提出をして、許可を受けなければなりません。いわゆる地方版総合戦略に位置づけられた事業であるということはもちろんのことですが、認可を受けようとしている地方公共団体の区域以外の所在する企業、例えば田上では田上町内でなくて、町外の企業からの、しかも事前に寄附を受けることが予定されていることなどが、実は認定されるための申請事項となっております。当町におきましては町外企業からの寄附の見込みが今のところなかったことから、企業版ふるさと納税の取り組みはこれまでに行ってきたはおりませんでした。自主財源を確保する一つの方法としては研究してまいりたいと考えているところであります。

なお、個人版ふるさと納税につきましては、全員協議会で説明申し上げたとおり、

9月1日から専門業者の委託事業としてふるさとチョイスに移行してから、寄附の申し出も多くなってきております。ポータルサイトを利用しての周知は、今のところ考えておりません。

以上であります。

1番（高取正人君） 2番、プロジェクトのほうについてなのですが、10月から本田上工業団地の売却に向けてプロジェクトチームが県内の上位100社に向けてローラー作戦をかけるということが全員協議会で報告されました。その席というかその形で、同じように企業版ふるさと納税の寄附について、同様にプロジェクトチームのほうから企業に向かってアピールをするようなことは可能でしょうか。

それと、3番目のほうの個人版のふるさと納税の金額について、今わかる範囲で教えていただきたいと思います。

町長（佐藤邦義君） 最初のプロジェクトについてのどう打って出るかということでございますが、先ほど申し上げましたように、実はこの制度というのは確実に田上町に寄附を申し出るという意思をはっきりしていないと、その確約がとれないとできないという制度になっております。そういったことで、現状のところでは私どものほうの売り込みといいましょうか、アピールも少し足りないと思いますけれども、実際には総合戦略に掲げた事業の中で、今高取議員がおっしゃったそういう工業団地を売り出すのも一つの事業であります。それに対して魅力を感じた企業がよしと、オーケーになったときに初めて国のほうに申請すると、大変面倒くさい制度になっております。私ども考えるのは、一番効果的なのは、田上町出身の方で企業で成功されたような方がおられて、よし、田上町を応援してやろうと、こういう企業があればいいわけですが、残念ながら私ども探した中ではなかなか声を上げていただけなかったというようなことで、現状では今のままで精査していきますが、先ほど申し上げましたように、いずれ自主財源を確保するには大変いい方法だと思っておりますので、研究をしていきたいと思っております。

それから、ふるさと納税の額については担当のほうで報告いたしますので、よろしくをお願いします。

総務課長（吉澤深雪君） 9月1日からふるさと納税ということで、ポータルサイトを利用して開始をいたしました。納税額というものはまずありません。税金を納めてもらうわけではなくて、あくまでも寄附をいただくということであります。それで、9月1日1時から開始しましたが、きのうまでの件数は158件、金額にして寄附額としては204万円です。

以上であります。

1 番（高取正人君）　こちらに内閣府のほうの資料がちょっとあります。この中にレジユメとしてプロジェクトの内容を申請したときの書類のほうも入っているのですが、まず町でそういう事業、プロジェクトを計画して、それに対して企業が納税してくれるということですので、企業が先なのか、町のプロジェクトが先なのか、いわゆる卵が先か、鶏が先かということになってしまうと思いますので、町ではやっぱりそういう事業をやりたい部分について計画を作ること、企業に対してはやっぱり町にそういう寄附をしてくれる方を、町内の出身者が働く企業、創業者が町内出身者である企業だけではなくて、広く一般的な企業、本田上工業団地に来てくれるという方は町内出身の企業だけではないと思いますので、やっぱり広く一般的にそれを周知しないとだめだと思いますので、その方法について、ちょっとプロジェクトチームについて伺ったのですが、どうもだめなようなのですと言われてしまいますと困るのですが、広く一般的にそういう周知をする方法についてどのように考えているか、ちょっと再度答弁をお願いしたいと思います。ちょうど3回目になりますので、これで答弁をもって終わりたいと思います。

町長（佐藤邦義君）　お答えしますが、このプロジェクトは、先ほど申し上げましたように、いわゆる総合戦略にきちっと掲げたものというふうに限られています。そういったことで、先ほど申し上げましたように、それに対して手を挙げていただける企業が今のところなかったというふうなことでありますので、先ほど申し上げたようにこれからやっぱり研究して、高取議員が言うように町内出身者だけではなくということではありますが、企業誘致と同じでありますして、いろんな手段で何とか獲得できればいいと思っておりますが、これも本田上工業団地のプロジェクトチームができていますので、そこを中心に、いわゆるトップセールスもしながら今後努力をしていきたいと、そういうことでありますので、今のところ具体的な手段はこれからでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（皆川忠志君）　これで高取議員の一般質問を終わります。

これで議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

---

午前9時14分　散　会

別紙

平成28年 第6回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第2号 平成28年9月13日（火） 午前9時開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1		一般質問	
		散会	

第 3 号

( 9 月 27 日 )



平成28年田上町議会  
第6回定例会会議録  
(第3号)

---

- 1 招集場所 田上町議会議場
- 2 開 議 平成28年9月27日 午後1時30分
- 3 出席議員
- |    |       |     |        |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 高取正人君 | 8番  | 熊倉正治君  |
| 2番 | 笹川修一君 | 9番  | 川崎昭夫君  |
| 3番 | 小嶋謙一君 | 10番 | 松原良彦君  |
| 4番 | 皆川忠志君 | 11番 | 池井豊君   |
| 5番 | 今井幸代君 | 12番 | 関根一義君  |
| 6番 | 椿一春君  | 14番 | 小池真一郎君 |
| 7番 | 浅野一志君 |     |        |
- 4 欠席議員  
なし
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |        |      |               |       |
|--------|------|---------------|-------|
| 町 長    | 佐藤邦義 | 町民課長          | 鈴木和弘  |
| 副町長    | 小日向至 | 保健福祉課長        | 吉澤宏   |
| 教育長    | 丸山敬  | 会計管理者         | 佐藤正   |
| 総務課長   | 吉澤深雪 | 教育委員会<br>事務局長 | 福井明   |
| 地域整備課長 | 土田覚  | 代表監査委員        | 大島甚一郎 |
| 産業振興課長 | 渡辺仁  |               |       |
- 6 本会議に職務のため出席した者の氏名
- |        |       |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 小林亨   |
| 書記     | 渡辺真夜子 |
- 7 議事日程  
別紙のとおり
- 8 本日の会議に付した事件  
議事日程と同じ

---

午後1時30分 開 議

---

議長（皆川忠志君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名全員であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあります議事日程第3号によって行います。

これより議事に入ります。

---

日程第1 議案第47号 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について

議長（皆川忠志君） 日程第1、議案第47号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の社会文教常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 松原良彦君登壇）

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、私のほうから社会文教常任委員会付託案件審査の報告をいたします。

議案第47号 田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正についてでございます。審査の結果、国の施行令の一部改正に伴い、町の条例を変えるもので、ひとり親家庭の医療費助成の支給内容は変わりませんということでございました。審査の結果は原案可決でございます。

以上でございます。

議長（皆川忠志君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより討論及び採決を行います。

議案第47号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第47号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第2 議案第48号 田上終末処理場汚泥処理施設機械設備(その2)改築更新工事請負契約について

議長(皆川忠志君) 日程第2、議案第48号を議題といたします。

本案件につきましては、所管の総務産経常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 総務産経常任委員会の付託案件審査の報告を行います。

議案第48号、田上終末処理場汚泥処理施設機械設備(その2)改築更新工事請負契約ということでございますが、審査の結果は原案可決でございます。

特徴的な議論は特にはございませんでしたが、契約行為の質疑以外で工事の中身といたしますが、概要について質疑がありまして、資料も出されましたが、終末処理場の内部での汚泥処理のためのポンプでありますとか、コンベアでありますとか、そういったものを入れかえをすることによって更新をしたいという中身でございました。

以上が審査の結果でございます。

議長(皆川忠志君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより討論及び採決を行います。

議案第48号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第48号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第49号 平成28年度田上町一般会計補正予算(第3号)議定について

日程第4 議案第50号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第1号)議定について

議長(皆川忠志君) 日程第3、議案第49号及び日程第4、議案第50号の2案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

最初に、総務産経常任委員長の報告を求めます。

(総務産経常任委員長 熊倉正治君登壇)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 総務産経常任委員会の付託案件審査の報告を行います。

議案第49号、28年度の一般会計補正予算(第3号)でございますが、総務産経常任委員会に付託をされましたのは、歳入と歳出のうちの総務費、土木費、消防費でございますが、歳入につきましては1,900万円ほどが追加をされるということで、予算総額が45億7,700万円ほどになるという補正でございました。

歳入の主なものは、介護保険特別会計の繰入金や社会福祉協議会の補助金の返還金、これは27年度分ということでございましたが、主な歳入はそのようなものであります。

それと歳出のほうは、総務費ではマイナンバーに関するシステム改修や地域情報

化推進事業でのサーバーの入れかえなどがありました。

それと、土木費では道路維持費で不足をする修繕料、それと河川改良での法面の復旧工事費などがありました。

それと、消防費では曾根地内の防火水槽の補修、それと防災士の育成補助というものがございました。

特徴的な質疑はございませんでしたが、防災士の育成の関係で質疑がありまして、現在防災士は13名いるということでございました。今年度は当初3人養成ということでありましたが、今回補正で6人分増やすということで、全体では22名になる予定というような説明がございました。

以上でございます。

議長（皆川忠志君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。熊倉委員長、ご苦労さまでした。

次に、社会文教常任委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 松原良彦君登壇）

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、私のほうから議案第49号 平成28年度田上町一般会計補正予算（第3号）の歳出のうちについて報告いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,926万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれから45億7,713万2,000円とするものです。

歳出の内容の主な内容としては、民生費では産休代替の臨時職員手当や加茂市・田上町消防衛生保育組合負担金、各種事業費、給付費の確定に伴い、負担金や補助金の返還などです。

衛生費では、保健センターのキュービクルの変圧設備の一部劣化の修理や、B型肝炎の予防接種に係る経費などがございます。

教育費では、スクールバス6台分のスタッドレスタイヤ交換費用、全国大会出場報償金の増額や学校給食調理施設の回転釜の修理代などが大きな出費との説明でございました。

それでは、続いて議案第50号、平成28年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。歳入歳出の予算の総額にそれぞれ1,887万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億3,687万円とするものでございます。主な内容としては、歳入では27年度の不足分の繰入金や事業費確定に伴う精算金であります。歳出では、

パソコンのグレードアップに伴うソフトウェアの費用、老人ホームの入所や通所の事業費確定による償還金コミュニティデイホームの事業費確定に伴う繰出金などでございます。

審査の結果は、2議案とも原案可決でございます。

以上、報告を終わります。

議長（皆川忠志君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

議案第49号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第49号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第50号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第 5 認定第 1 号 平成 27 年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 2 号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 3 号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

日程第 8 認定第 4 号 同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 5 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 認定第 6 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 認定第 7 号 同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 認定第 8 号 同年度田上町水道事業会計決算認定について

議長（皆川忠志君） 次に、日程第 5、認定第 1 号から日程第 12、認定第 8 号までの 8 案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、決算審査特別委員会に付託し、審査をいただいたものがあります。

審査の結果について決算審査特別委員長の報告を求めます。

（決算審査特別委員長 小池真一郎君登壇）

決算審査特別委員長（小池真一郎君） では、ただいまから平成 27 年度決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 案件であります。審査は 9 月 20 日、21 日、23 日の 3 日間で行われ、全議員での審査でありましたので、詳細は省かせていただきます。

初日の審査では、執行側から事業成果でまちづくりの指針となる第 5 次総合計画、優しさと豊かさできらりと輝く田上町の実現を目標とし、多様化する町民要望や社会環境の変化に的確に対応できる緊急性、必要性の高い事業を重点的に、効率的に実施してきたこと。また、長期的な視点に立った的確な行政運営の実地となることを留意しつつ事業を推進してきた。また、人口減少問題に特化した総合戦略を策定し、地域の実情に応じた目標や政策の基本的な方向を定め、人口減少に対して具体的に効果の高い政策を集中的に実施してきたとの説明がございました。その後、一般会計、各特別会計の順で審査に入りました。

委員会では、質疑、意見は 3 日間で 77 件、町長総括質疑では 2 名で 3 件の質疑がありました。質疑、意見の一部を紹介いたします。まず、今後町にとって大きな財政負担になる本田上工業団地の売却の問題であります。委員から、現在の工業団地は農工法で認可があるが、現状を打開するためには売却幅を広くするためにも地域

再生法への変更をすることも必要ではないかとの質疑でありました。答弁では、最大限の現在は努力している。地域再生法については再度検討を進めていきたいとの答弁でございました。

また、湯っ多里館では指定管理にして経費を削減していきたいと言っていたが、入館者が減少している。経費削減にはならないのではという質疑でありました。答弁では、指定管理にしてまだ時間がたっていないので、もう少し様子を見たい。改善がなければ管理者の変更も考えているとの答弁でございました。

また、公共施設の改修総合計画を作成しているが、心起園の老朽化対策はどう考えているのかとの質疑がございました。心起園は施設そのものがもう40年以上たって古く、改善経費がかかるので、検討時間が必要であるとの答弁でございました。

また、学校施設で田上小学校の給食棟では通風が悪く高温になり、扇風機で対応しているが、衛生状態が悪い。空調システムの導入をすべきだ。また、羽生田小学校では吊り天井の撤去で雨が降ると雨音で授業に支障がある。また、幼稚園では今後男子の保育士が増えることが考えられ、また給食センターのトイレが男女兼用になっているなど、早急に改善が必要であるという指摘がございました。

総括質疑にはなりませんでしたが、町の税収向上対策につながるふるさと納税について提案がありました。答弁では参考にしたいとの答弁がありましたが、ふるさと納税事業は取り組みによっては町の税収につながり、町の資源提供にもつながることも考えられますので、時間をかけるべきだと思います。

質疑の一部を紹介しましたが、委員が現地確認や関係者の話を聞いているなど非常に勉強しておりますが、一方執行側の勉強不足、不手際も見られたことから、今後の対応について改善をお願いし、一言意見を申し上げたいと思います。

最後になりますが、最終日に決算案の採決をしました。認定第1号から認定第8号までの8案件については、原案どおり認定されたことを報告して委員長報告を終わります。

議長（皆川忠志君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。小池委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、認定第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。



しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定されました。

最後になります。認定第8号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより認定第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案どおり認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(皆川忠志君) 異議なしと認めます。よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定されました。

暫時休憩します。

午後1時56分 休憩

---

午後2時15分 再開

議長（皆川忠志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第13 請願第1号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願について

日程第14 請願第2号 羽生田ふれあい広場にコミュニティセンターの建設を求める請願について

議長（皆川忠志君） 日程第13、請願第1号及び日程第14、請願第2号の2案件を一括議題といたします。

本案件につきましては、所管の社会文教常任委員会に付託し、審査をいただいたものであります。

審査の結果について委員長の報告を求めます。

（社会文教常任委員長 松原良彦君登壇）

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、私のほうから当委員会に付託されました請願第1号について報告をいたします。

件名は、「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願であります。請願者は昨年同様、新潟県私学の公費助成をすすめる会会長の中村直美さんであります。紹介議員の浅野一志さんより参考資料と要旨の説明を受け、質疑の中で幾つか質問や意見がありましたので、お話しいたします。

1つ目として、また今年も9月議会に内容もかわりばえもない同じことの繰り返し。マンネリ化で田上議会は暇だと思っているのか。この請願書は30市町村全部に出していますかとの質問がありました。答弁では、全議会に提出していますとの答弁でございます。

2つ目、県議会でもこの問題が取り上げられていましたが、その中では平成28年度では北陸4県の中で新潟県が一番たくさんの補助金を出していますと述べている。まだ足りないというのであれば、私学補助の2分の1の経常費の補助率を取り崩さ

ないとだめではないかとの質問がありました。この答えとしまして、法律で決まっているので、法律の改正をしなければできないので、すぐには覆せないというお話でした。

3つ目として、本音は学費補助より教育条件の助成改善ではないか。このままでは毎年出しても情熱が伝わってこないし、取り組みの成果など確認をしていますかという質問がございました。答弁としては、今何かをしていかないと助成がなくなる危険性を心配しています。そのためにも運動を継続していますとの答弁でした。などありましたが、採決の結果は請願第1号は採択と決しました。

次に、請願第2号について報告いたします。当委員会に付託されました請願第2号について報告いたします。件名は、羽生田ふれあい広場にコミュニティセンターの建設を求める請願書であります。紹介議員の椿議員より請願要旨について説明を受け、質疑の中で大変重い質問や意見がありましたので、幾つかお話しいたします。

はじめに、勝手ながら1点だけ前置きでのお話をさせていただきます。今回の請願第2号は約75分以上にわたり各委員からコミセンの地域像、田上町の公的施設の将来展望など大変熱の入った委員会の審議が行われました。私の報告はこの時間も含めて四、五分の短いものですが、議論はこのことだけでなく、内容は深く掘り下げた今後の公共施設のあり方などの議論があったことを申し添えて報告いたします。

質疑の内容をまとめますと、羽生田4区長の請願のため、明らかに羽生田公民館の代替と聞こえる。コミュニティセンターの概略見積もりは検討しましたか。コミセンは町の建設物で町が管理をする。でき上がったら羽生田地区が管理するみたい聞こえます。このことについて答弁としては、羽生田地区としては財源力もないし、以前から検討していたもので、清水沢地区青海団地との関係もあるが、今回は羽生田地区だけで請願をしました。また、見積もりに関しては、加茂市赤谷地区が建てようとしている建物に近いので参考にしましたということで、建設費は約7,300万円というようなお話がございました。そして、今の羽生田公民館では災害対策、敬老会などの使用では手狭であるというようなお話もございました。

次に、意見として幾つかありましたので、それをまとめて報告いたします。請願書を読むと公民館の代替に聞こえるし、施設の建築費が半端な金額でつukれないこと。防災対策の気持ちはよくわかりますが、他の区長や住民の方とも十分な協議などをしてほしい。そして議員であるから承知していると思うが、道の駅や交流会館などお金のかかる大事業を抱えています。また、町の大きな学校や福祉施設など建て替えの時期に来ていますというような意見がございました。椿議員の答弁として、

町のコンパクトシティー都市のまちづくりは大事な議論ですし、他の区長との協議は今のところ聞いていないが、清水沢地区は一緒に使いたいと言っていました。

最後に、採決の結果を申し上げます。採決の方法は起立採決で行われました。採決をとった結果、賛成に採択者は1名です。趣旨採択に賛成者は5名です。その結果、請願第2号は趣旨採択に決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（皆川忠志君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。松原委員長、ご苦労さまでした。

以上で委員長報告及び質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、請願第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択と決しました。

次に、請願第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

6番（椿 一春君） 羽生田ふれあい広場にコミュニティセンターの建設を求める請願でございますが、私は採択すべきこととして反対討論を申します。

請願書に羽生田地区や羽生田公民館の老朽化等が書かれ、公民館の建て替え要望と勘違いされた部分も多くありますが、これから安全、安心のためにコミュニティの創生、今後地域の発展のためにコミュニティセンターは建設が必要であります。その理由としては、第1に災害対策の拠点であります。羽生田地区も自主防災組織が結成されており、毎年10月の第1日曜日に地域全体で防災訓練を実施しております。しかし、今拠点に使っている建物自体は羽生田公民館であり、大広間も築30年余りが経過し老朽化が進み、また耐震性にも疑問を感じる建物であります。これから防災体制を求められるのが自助と共助であります。今後高齢化が進んでいく中で、各地に防災の拠点となるところの整備が必要であると考えます。田上学区ではコミ

コミュニティセンター、田上小学校、田上中学校、体育館と充実しておりますが、羽生田学区には羽生田小学校と施設自体が不足していると思われます。有事の際の防災拠点となる災害設備が強く望まれます。

2つ目に、コミュニティが重要ということなのですが、今国道403号線の歩道整備ですとかコンパクトシティーの推進の中で、今後ますます重要になることは地域コミュニティの充実であります。高齢者が活動しやすいまちづくりということでコンパクトシティーの推進がされています。高齢者が介護状態にならないためには、近くの皆さんと触れ合える場所の設置が重要であり、外へ出る、会話を楽しむ、これらを充実させることで介護状態とならないため、今後大切なことではないでしょうか。

介護状態にならない取り組みとしては、介護予防と思わせない取り組みが重要であります。年齢が70歳になっても気持ちはまだまだ50歳ですから、シニア向け教室と言われても私には関係ないと思う人が多いです。民間の一例であります。女性専用のフィットネスクラブのカーブス、これらは自分の健康のためにお金を払って行っている施設であります。利用満足度を上げるために利用者の人の声を取り入れ、鏡がないですとか時間が短い、緩い運動をしているという利用者にとっては介護予防と思わせないような取り組みであります。もう一つはコメダコーヒーです。高齢者が長く座っていても疲れのないような椅子。ですから、コーヒーを飲みながら会話を楽しみ、重要な社交場となっております。ですから、介護予防と気張らないようなコミュニティセンターが本来の介護予防につながる重要な位置づけとされていると思われます。

さらに、重要なことは、自分の足で行ける場所にあり、町内の複数箇所に分散が必要であります。その中の一つに羽生田小学校の跡地が有効であると考えております。

そして、第3の老朽化ということなのですが、前段の第1の理由と重複しますが、コミュニティセンターの建設の目的は、安全と安心のコミュニティの創生のためであり、羽生田地区公民館は防災拠点として地震に耐えるような改築、改修が必要であるという問題があります。日常の使っていく分には羽生田地区の公民館としては全然問題ない施設であります。今後高齢化が進む中で安心、安全の観点から見ると地域住民の避難拠点として安全を担保するためにもコミュニティセンターの建設が必要であると強く思います。

また、今回の決算特別委員会の中でも公共施設総合管理計画などが話題になって

おりました。新たなコミュニティセンターの必要性を踏まえ、町全体の計画をもつと議論を深める必要性があると感じられます。したがって、本請願は採択すべきということで議論をいたします。

以上であります。

議長（皆川忠志君） そのほかにご意見ございますか。

12番（関根一義君） 私は、委員長報告にありましたように、本請願につきましては趣旨採択とすべきという、そういう立場で発言をいたします。

委員長報告と若干ダブるところもあろうかと思えますけれども、賛成討論の立場で私の意見を申し上げますので、お許しいただきたいと思えます。委員会においては、かなり深めた議論がなされました。委員長報告にあったとおりでありますけれども。その中で特に強調されたのが、請願書の趣旨文書からして、そしていただいた反対討論の中でも出されましたけれども、羽生田公民館の代替施設というそういう位置づけが如実にあらわれているということについて指摘をいたしました。仮にそのような趣旨であるとしたら、私は行政区全体の理解は得られないというふうに思っております。なぜならば行政区における地区公民館については町の助成措置として支援がなされてきた経緯がありまして、仮に代替施設を求めるといふ、そういうものが通るとしたら、これは理解は得られないのではないかというふうな気持ちがいたしまして、紹介議員にも質問をいたしました。紹介議員はそのような立場ではないということでありましたので、私たちはその趣旨についてはそのものとして受けとめようというところをまず確認をいたしました。

さて、一方私たちがこの請願について判断するとき、まず最初に考えなければならぬのは、先ほども話がありましたように、町が現在公的施設の管理総合計画が提起されておりまして、将来に向けて町の公共施設のあり方について議論が開始されるという、そういう状況にあると思えます。

また、2つ目にはこれは既に全町民承知のところでありまして、地域交流会館の建設を通じて町民のコミュニティ拠点を建設するという、そういう大きな事業を今抱えているわけです。こうした状況の中で私たちがその建設資金が7,000万円というふうな話もございましたけれども、新たな公共施設を建設することに対して、その請願要望に対して町長に実現を迫ることについては、現段階では適切ではないという判断をしたものであります。町の財政展望を見なければならぬし、あるいはまた町民の意識などについても十分参酌しなければなりません。そういう立場から請願についてはその実現性も問われているわけでありまして、

この時期に町長に実現を迫るといふ請願採択はすべきではないといふのが私の意見であります。

しかし、冒頭申し上げましたように、趣旨については十分受けとめることができる。したがって、今後の公的施設の長期計画の中で議論を深めていくといふことを私はそのような形で議論を深めるべきではないかといふふうに思っておりまして、そういう意味では羽生田4区各区長連名で請願が出されましたけれども、将来的な方向についてもっと深めた議論をお互いにしよう。そして町の公的施設の将来計画の中で議論を深めようといふことを期待いたしまして、私の意見としたいと思ひます。私は委員長の趣旨採択に賛成するといふ、そういう立場での意見表明であります。

以上です。

議長（皆川忠志君） ほかにございますか。

これで討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

本案は起立採決といたします。本請願に対する委員長報告は趣旨採択であります。本請願は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（皆川忠志君） 起立多数であります。よって、請願第2号は委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。

ここで暫時休憩いたします。自席にてお願いいたします。

午後2時36分 休 憩

---

午後2時37分 再 開

議長（皆川忠志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程の追加

議長（皆川忠志君） 先ほどの請願の採択に伴い、お手元に配付のとおり発委第1号学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書が提出されました。

お諮りいたします。ただいま提出されております発委第1号につきましては、日程に追加し、追加日程として直ちに審議することにいたしたいと思ひますが、これ



にご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、ただいまの案件については日程に追加し、追加日程として直ちに審議することに決しました。

---

追加日程第1 発委第1号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書について

議長（皆川忠志君） 追加日程第1、発委第1号を議題といたします。

提案者、社会文教常任委員長の説明を求めます。

(社会文教常任委員長 松原良彦君登壇)

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、私のほうから発委第1号についてお話をいたします。

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

読み上げます。

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書（案）。

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。

平成22年度より私立高校への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度の見直しによって加算支給額の増額および加算支給対象世帯の拡大がおこなわれました。これに新潟県独自の学費軽減制度が加わり、学費の負担は一定に軽減されました。しかし、国・県の学費への助成を差し引いても新潟県平均の初年度納付金負担が約19万～46万円（年額）残ります。学費負担のいっそうの軽減をはかり公立との学費格差を是正していくためには、国の就学支援金制度のいっそうの拡充が求められます。

また、私立高校の経常経費への助成が不十分なため、新潟県では全教員に占める専任教員の割合は、公立高校で約8割を占めるのに対し、私立高校は約6割と2割も少ないのが現状です。専任教員の増員など教育条件の向上をはかるには、経常経費への助成のいっそうの増額が不可欠です。

政府ならびに国会におかれましては、未来を担う私立高校生の教育の充実をはかるため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

#### 記

1. 私立高校生への就学支援金制度を拡充すること。

2. 私立高校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

新潟県南蒲原郡田上町議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣でございます。

次に、提出先が新潟県知事のものも読み上げてみます。

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書（案）。

新潟県では、高校生の約2割が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。

平成22年度より私立高校への就学支援金制度が実施され、平成26年度には制度の見直しによって加算支給額の増額および加算支給対象世帯の拡大がおこなわれました。これに新潟県独自の学費軽減制度が加わり、学費の負担は一定に軽減されました。しかし、国・県の学費への助成を差し引いても新潟県平均の初年度納付金負担が約19万～46万円（年額）残ります。学費負担のいっそうの軽減をはかり公立との学費格差を是正していくためには、県独自の学費軽減制度のいっそうの拡充が求められます。

また、私立高校の経常経費に対する助成は「2分の1以内」に限定されてきたために、とりわけ教育条件において公立との格差が生じています。全教員に占める専任教員の割合は、公立高校で約8割を占めるのに対し、私立高校は約6割にとどまっており、不足分を期限付きの教員で補っているのが現状です。専任教員の増員など教育条件の向上をはかるには、経常経費に対する助成のいっそうの増額が不可欠です。

新潟県におかれましては、未来を担う私立高校生の教育の充実をはかるため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

#### 記

1. 私立高校生への県独自の学費軽減制度を拡充すること。

2. 私立高校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

新潟県南蒲原郡田上町議会。

提出先は、新潟県知事でございます。

以上でございます。

議長（皆川忠志君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

11番（池井 豊君） 確認したいのですけれども、今読んでいて本文中には「経常経費」というふうになっているのですけれども、請願事項「経常費」助成、これ間違いないでしょうか、これ。ちょっと確認なのですけれども。本文中には経常経費、2番のところは経常費、これ表現として間違いがないか、ちょっと確認です。

議長（皆川忠志君） 暫時休憩します。自席にてお願いします。

午後2時46分 休憩

---

午後3時02分 再開

議長（皆川忠志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの質問に対して委員長のほうからお答えします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 大変お待たせいたしました。当局と話し合っただけの結果、経常費ということで向こうはいいそうですので、今後経常費ということにしたいと思ひまして、この本文どおりということで意見書を出します。

以上でございます。

議長（皆川忠志君） 以上で説明が終わりました。

これよりただいまの案件について質疑はもうよろしゅうございますか。

それでは、これより討論及び採決を行います。

発委第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより発委第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決し、意見書を関係機関に提出することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、発委第1号は原案どおり決し、意見書を関係機関に提出することに決しました。

---

## 日程第15 議員派遣の件について

議長（皆川忠志君） 日程第15、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、会議規則第129条の規定により、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決定しました。

---

## 日程第16 閉会中の継続調査について

議長（皆川忠志君） 日程第16、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務調査について会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申し出のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（皆川忠志君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

佐藤町長からご挨拶をお願いいたします。

町長（佐藤邦義君） 議会閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

今月の9月12日から本日までの16日間、長丁場でしたが、今議会に提案いたしました5議案、それから平成27年度の一般会計並びに特別会計の歳入歳出の決算の認定につきましては、それぞれ決定をいただきまして大変ありがとうございました。

ご承知のように町の財政もある程度横ばいではありますが、安定してきたというようなことが言えるのかなと思っております。そういうことで29年度から大きな事業を抱えているわけですので、必ずしも余り安心しているわけにはいきませんが、このままぜひ財政も安定して田上町の行財政がしっかりとなるように、

また議員の皆さんからも一層のご指摘をいただきながら、町の発展に努力をしてみたいと思っております。

これから各会派等でも研修等もあると思いますが、今後の田上町の発展のために一層のご尽力をいただければと思っております。

本当に長い間ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

議長（皆川忠志君） これをもちまして平成28年第6回田上町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

---

午後3時08分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年9月27日

田上町議会議長 皆 川 忠 志

田上町議会議員 熊 倉 正 治

” 議員 川 崎 昭 夫

別紙

平成28年 第6回 田上町議会（定例会）議事日程			
議事日程第3号 平成28年9月27日（火） 午後1時30分開議			
日程	議案番号	件名	議決結果
		開議	
第1	議案第47号	田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について	原案可決
第2	議案第48号	田上終末処理場汚泥処理施設機械設備（その2）改築更新工事請負契約について	原案可決
第3	議案第49号	平成28年度田上町一般会計補正予算（第3号）議定について	原案可決
第4	議案第50号	同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について	原案可決
第5	認定第1号	平成27年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について	認定
第6	認定第2号	同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第7	認定第3号	同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第8	認定第4号	同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第9	認定第5号	同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第10	認定第6号	同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
第11	認定第7号	同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定

日程	議案番号	件名	議決結果
第12	認定第8号	同年度田上町水道事業会計決算認定について	認定
第13	請願第1号	「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する請願について	採択
第14	請願第2号	羽生田ふれあい広場にコミュニティセンターの建設を求める請願について	趣旨採択
追加 日程 第1	発委第1号	学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書について	原案可決
第15		議員派遣の件について	決定
第16		閉会中の継続調査について	決定
		閉会	